

第2号様式(第10条関係)

令和5年4月26日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 國仲昌二



令和4年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和4年度 政務活動費収支報告書

議員名 國仲 昌二

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	52,240	航空運賃(宮古 ⇄ 那覇)
研 修 費	20,000	オンライン研修講師料
広聴広報費	47,140	はがき第(議会報告)
要請陳情等 活 動 費	36,560	多良間村、宮古島市議会与党団
会 議 費	36,560	沖縄県議会海外派遣説明会、議会運営委員会(非公式)
資料作成費		
資料購入費	197,268	新聞購読料等、書籍購入代
事 務 所 費	1,051,653	事務所賃借料、光熱水費等
事 務 費	375,710	コピー機リース代、事務用品代、携帯電話料
人 件 費		
合 計	1,817,131	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円



領収書  
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM: 國仲昌二様  
金額

THE SUM OF: ¥ 16,980 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312436086343
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年06月06日 <sup>✓</sup>
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・其他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社  
Japan Airlines Co., Ltd.

## ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年6月6日(月)	宮古	沖縄(那覇)	JTA560	離島割引(普通席)	¥8,490
	2022年6月7日(火)	沖縄(那覇)	宮古	JTA563	離島割引(普通席)	¥8,490

合計金額 ¥16,980

## 視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年月日	令和4年6月6日(水) 16時00分 ~ 17時15分			
場 所	議会棟504室(居室)			
相手方	流通・加工推進課長等			
目 的	農林水産物流通条件不利性解消事業に係るヒアリング			
日程概要	月日(曜日)	時間	場所	内容
	6月6日(水)	16時	沖縄県議会棟	上記ヒアリング
内容	<p>(内容)</p> <p>1. 農林水産物流通条件不利性解消事業に係るヒアリング</p> <p>資料は別添参照</p>			
成果及び所見	<p>(成果及び所見)</p> <p>農林水産物流通条件不利性解消事業の見直しにより、離島及び本島北部に多大な影響が出ることについて、今回の見直し内容の確認、離島及び本島北部への今後の対応についてヒアリングを行った。今後、関係市町村への丁寧な説明をお願いした。</p>			
備 考				

農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める『基本額の設定に関する考え方』について

(公表の趣旨)

令和4年度から実施する沖縄振興特別推進交付金に基づく農林水産物条件不利性解消事業は、国の総合物流施策大綱(2021→2025)を踏まえ、全国の産地や流通事業者と同じように物流合理化に取り組みむべき区間と、沖縄の特殊事情である地理的不利性を改善する区間に分けた上で、「民間主導によるモデルシフトの促進、共同輸送の推進、ロードチェン体制の構築」の実現に向けて、「補助事業者の自立的な取組を促すための基本額」を設定しています。

本資料は、「この基本額の設定に至るまでのプロセスの概要」に関する周知を図り、国庫補助事業である本事業の政策目標の基本的な考え方を共有します。

なお、本資料における基本単価の算定において、参照する実勢相場等(推認又は推測される情報を含む。)については、「調査に協力された輸送事業者、物流事業者等における営業の秘密」に該当するとともに、要綱の附則で定める「基本額の今後の見直しに向けた調査活動に著しい支障を及ぼす」ため、非公開とします。

また、このような問合せには、理由の如何を問わず、県として一切応じられません。

(ご利用に当たっての留意事項)

要綱の定めのとおり、輸送費を補助する事業(競争条件不利性改善対策、北部・離島地域振興対策)は、令和8年度をもって見直しとなります。令和9年度から令和13年度までの実施については、国の総合物流施策大綱等に照らして全国の取組み等と比較して、国民の理解と共感が得られる客観的な評価項目等(令和7年度から令和8年度までを予定)により、改めて「事業のあり方に関する国との調整」がなされます。

本事業の補助事業者となる皆さまは、本資料で示される県全体の政策目標である目標船舶輸送比率、これに伴う品目別船舶輸送比率等を踏まえ、自立的かつ戦略的に物流合理化に取り組まれることを期待します。

(目次)

1. 県外出荷量の推計_現行事業の実績から期待できる県外出荷の目標量(R4→R13)について.....	1ページ
2. 基本単価の設定プロセス(その1)_「標準単価(那覇→鹿児島)の決定」について.....	2ページ
3. 基本単価の設定プロセス(その2)_「目標船舶輸送比率の設定と品目別船舶目標輸送比率の設定」について.....	3ページ
4. 基本単価の設定プロセス(その3)_「物流合理化の自立的な取組を促進するための基本単価の設定」について.....	4ページ
5. 基本単価の設定プロセス(その4)_「地域間共同輸送の推進に向けた基本単価の設定」について.....	5ページ

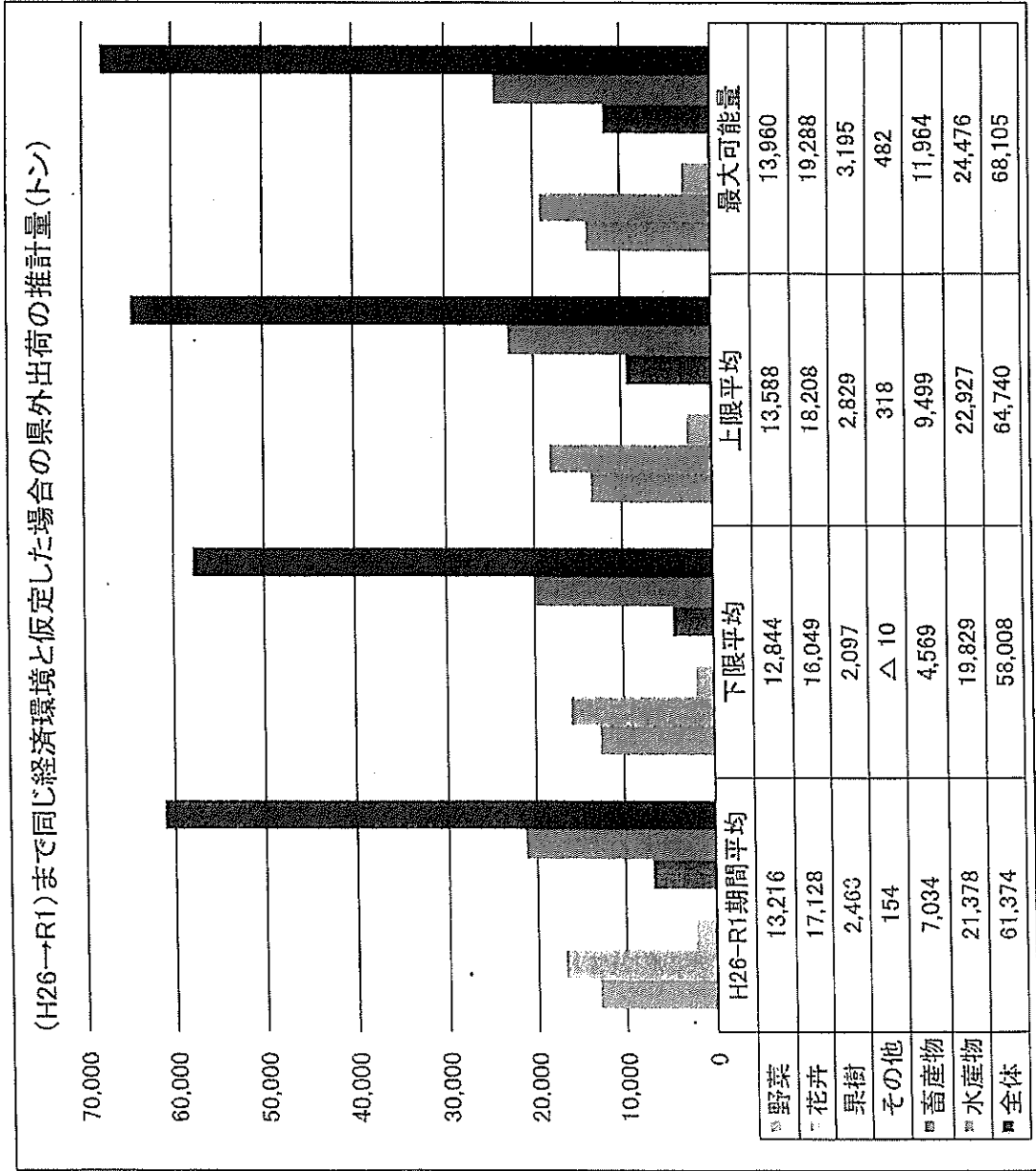
令和4年5月

沖縄県農林水産部流通加工推進課

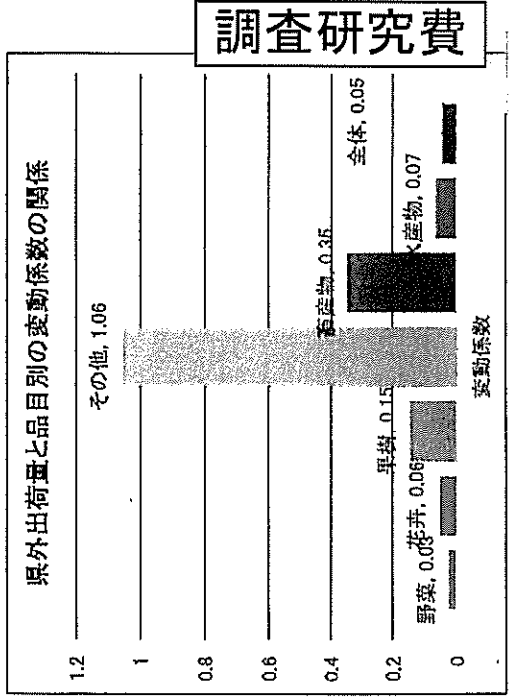
1. 県外出荷量の推計 現行事業の実績から期待できる県外出荷の目標量(R4-13)について

○(H26→R1)までの県外出荷量及び船舶輸送量の実績から想定される県外出荷量の推定範囲を試算する。

○R4からR13までの県外出荷量見込みとして、R4年度はコロナ禍前の直近3年(H29→R1)期間平均として(64,000トン)とし、R13の目標出荷量は、モーターシフトによる競争力の向上等と生産振興を期待して最大可能量(68,000トン)とし、年率平均成長率(約2%)を見込んで計画する。



H26→R1	期間平均	標準偏差	変動係数
野菜	13,215,941	372,173	0.03
花卉	17,128,477	1,079,780	0.06
果樹	2,462,862	366,077	0.15
その他	154,222	163,849	1.06
畜産物	7,034,135	2,464,817	0.35
水産物	21,378,387	1,548,889	0.07
合計	61,374,024	3,365,729	0.05



## 2. 基本単価の設定プロセス(その1)「基本単価(那覇→鹿児島)の決定」について

(1)「参照単価」は、業界平均実勢(那覇→東京)を決定するため、次の条件で物流事業者等に対して調査を行う。

①調査期間は、令和3年7月から9月までに実施する。

②平均実勢運賃の対象区間は、【ドレージ⇒積み地(空港・港)⇒航空・海上輸送⇒上げ地(空港・港)】の区間とする。

③平均実勢運賃については、燃料サーチャージや横持ち等の付帯料金を除いた基本的な輸送料金の範囲とする。

④航空輸送については、(那覇→東京)を「LD3航空コンテナ(最大積載重量1トン)」を基本とし、海上輸送については「リーフアーコンテナ(20Ft)」を基本として、品目別(青果・花き・水産物・肉類)の正常かつ適切な実勢料金とする。

⑤平均実勢運賃は、「大口顧客に提示する料金から、新規又は小口顧客に提示する料金までの範囲の中で、中立的な料金」とする。

(2)「参照単価の設定」は、上記の調査結果を踏まえ、今後見込まれる働き方改革の本則適用(2024年度)に向けた労働時間の規制等に対応するため労務単価の上昇、サービス提供単価の上昇、最低賃金の改定動向(沖縄県と鹿児島県は同じ水準)、総合物流施策大綱における(共同化×標準化×省力化×労働条件の改善)を官民一体で推進など、諸般の事情も総合的に勘案して決定する。

(3)参照単価の決定に基づく標準単価の決定

輸送費は、基本的に「距離に比例する」と一般的に理解されていることから、補助対象区間である(那覇→鹿児島)の参照単価を距離比例方式により算出する。

(那覇→東京:1,554KM) : (那覇→鹿児島:656KM) = (基準となる参照単価) : (求める品目別の標準単価)

※距離は国土地理院がHP公開している都道府県の基点区間距離を採用している。



3. 基本単価の設定プロセス(その2)「標船舶輸送比率の設定と品目別船舶 標輸送比率の設定」について

1. 目標船舶輸送比率の設定に関する考え方(アウトカム指標)

目標船舶輸送比率は、『新たな沖繩振興のための制度提言』の策定プロセス及び国との協議等により設定。

(1) R4年度の目標船舶輸送比率(64%)

→コロナ禍の影響を排除するためH29年度からR1年度までの直近3年平均を基本とし、努力目標分(+0.01)を加算

H29	H30	R1	平均船舶比率	R4標準比率
0.62	0.64	0.62	0.627	0.64

(2) R13年度の目標船舶輸送比率(75%)

→これまでの実績、関係者からの聞き取り、県外産地から本県への農林水産物の船舶輸送の状況、物流施策大綱による民間主導の取組、新たなコーポレート体制の構築支援による自立的な成長等を総合的に勘案し、ワンダフルシフトの年平均成長率(2%)とする実現可能な目標値を設定する。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
目標船舶輸送比率	0.64	0.65	0.66	0.68	0.69	0.7	0.71	0.73	0.74	0.75
年率2%平均成長	1	1.018	1.036	1.055	1.074	1.093	1.113	1.133	1.153	1.174

2. 品目別の目標船舶輸送比率の設定

(1) R4の品目別目標船舶比率 = (H29-R1期間平均構成比) × (H29-R1期間平均船舶比率)

(2) R5以降は畜産物とモズクは定常値とし、それ以外については、令和4年度から令和7年度までの流通条件環境改善対策の展開等を総合的に勘案し、実現可能な目標比率を段階的に設定

	H29-R1 期間平均 構成比	H29-R1 期間平均 船舶比率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
目標比率			64%	65%	66%	68%	69%	70%	71%	73%	74%	75%
青果	25%	38%	8.0%	8.0%	8.0%	9.0%	9.5%	10.0%	10.5%	11.5%	12.5%	13.5%
花卉	26%	51%	15.0%	15.5%	16.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	18.0%	18.5%	18.0%
畜産物	14%	99%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%
鮮魚等	10%	31%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	5.0%
もずく	25%	98%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%
目標比率に対する実現度			64.7%	65.1%	65.6%	67.6%	68.6%	69.6%	70.6%	72.6%	74.1%	75.1%

＝野菜＋花き＋畜産物＋水産物

4. 基本単価の設定プロセス(その3)「1、流合理化の自立的な取組を促進する、2の基本単価の設定」について

目標船舶輸送比率	H29-R1 期間平均 構成比	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
青果	25%	8.0%	8.0%	8.0%	9.0%	9.5%	10.0%	10.5%	11.5%	12.5%	13.5%
花卉	26%	15.0%	15.5%	16.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	18.0%	18.5%	18.0%
畜産物	14%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%	13.9%
鮮魚等	10%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	5.0%
もずく	25%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%

(品目別目標比率) = (青テーパー; 各年度 × 各品目の目標船舶輸送比率) ÷ (各品目のH29-R1期間加重平均構成比)

例えば、R5の青果(32%) = (青テーパー: 8%) ÷ (青テーパー: 平均構成比25%)

品目別 時給単価	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
青果	32%	32%	32%	36%	38%	40%	42%	46%	50%	54%
花卉	58%	60%	62%	65%	65%	65%	65%	69%	71%	69%
畜産物	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%
鮮魚等	30%	30%	30%	30%	35%	40%	45%	45%	45%	50%
もずく	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%	99%

(品目別の各年度の基本額) = (赤テーパー: 目標船舶比率) × (船舶標準単価) + (1 - 目標船舶輸送比率) × (航空標準単価)

※基本単価は、令和3年度調査時点の平均実勢相場を踏まえ設定した平均輸送単価を固定し、R13年度までの試算

基本単価	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
青果	37	37	37	—	—	—	—	—	—	—
花き	33	32	31	—	—	—	—	—	—	—
畜産物	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—
鮮魚等	50	50	50	—	—	—	—	—	—	—
もずく	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—

調査研究費

5. 基本単価の設定プロセス(その4)「区域共同輸送の推進に向けた基本単価の設定」について

	①青果	②花卉	③産産物	④鮮魚等	⑤もずく	⑥算定 統合単価 (本島→県外)	⑦R4基本単価 (離島→本島)	⑧基本単価 (⑥+⑦)
	基本単価 (本島→県外)	37	33	5	50	5		
伊江島	3.4%	96.6%	0.0%	0.0%	0.0%	33	5	38
津堅島	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	96.4%	6	5	11
伊是名島	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	99.1%	5	5	10
伊平屋島	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	99.2%	5	5	10
久米島	4.7%	14.3%	0.0%	5.2%	75.9%	13	12	25
南大東島	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37	20	57
北大東島	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37	20	57
宮古島	91.7%	0.3%	0.0%	0.8%	7.2%	35	30	65
多良間島	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37	45	82
石垣島	60.9%	1.1%	1.1%	16.2%	20.7%	32	40	72
竹富島	63.9%	0.0%	0.0%	36.1%	0.0%	42	45	87
西表島	98.9%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	37	45	82
与那国島	16.2%	0.0%	0.0%	83.8%	0.0%	48	50	98

(1) (離島→本島)区間の基本単価の考え方

交通コストを船舶事業者、航空事業者等に聞き取りを行い、  
 コロナ禍の影響を排除した令和元年度の事業実績(航空・船舶輸送比率)により、  
 (⑦)の地域単価) = (航空輸送コスト × R1航空輸送比率) + (船舶輸送コスト × R1船舶輸送比率)

(2) (離島→県外)区間の基本的な考え方

離島からの県外出荷は、(離島→本島→県外)と仮定し、(離島→本島)は(1)のとおりとすると  
 (本島→県外)区間については、令和元年度の事業実績に照らして、  
 上記のとおり、離島からの県外出荷される品目別の割合を令和4年度基本単価に乗じて加重平均単価を算定する。  
 (算定した(離島産:本島→県外))と(離島→本島)区間の基本単価を合計



調査研究費

WEB 0b53065a64c58c8e52e65f0f92d2b8a2

2022年07月21日 14:02

領収書  
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様  
金額

THE SUM OF : ¥ 9,140 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312440031773
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年07月19日 ✓
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社  
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年7月20日(水)	宮古	沖縄(那覇)	JTA552	離島割引(普通席)	¥9,140

合計金額	¥9,140
------	--------



調査研究費

WEB f543beceaa94c3c3f38e612477655601

2022年07月21日 14:03

領収書  
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様  
金額

THE SUM OF : ¥ 9,140 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312440164274
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年07月21日 <sup>✓</sup>
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社  
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年7月21日(木)	沖縄(那覇)	宮古	JTA565	離島割引(普通席)	¥9,140

合計金額	¥9,140
------	--------

## 視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年月日	令和4年7月21日(木) 10時 ~ 12時00分			
場所	沖縄県議会居室			
相手方	沖縄県土木建築部空港課			
目的	下地島農業利活用に関する陳情についての意見交換			
日程概要	月日(曜日)	時間	場所	内容
	7月21日(木)	10時	沖縄県議会棟	上記意見交換
内容	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○陳情についての概要説明</li> <li>○県の考え方、方針の聴取</li> <li>○耕作者の実態と今後の取り組みについての意見交換</li> <li>○耕作者の今後の動き等について(会派への要請を予定)</li> </ul>			
成果及び所見	<p>(成果及び所見)</p> <p>下地島土地利用基本計画に基づき、下地島の農地について一括返還を通知しているが、耕作者には耕作継続を希望する者もいる。返還を令和6年3月としていることから、耕作者の意見も聞きながら様々な検討する必要があるのでは、と急ぎ意見交換を行った。</p>			
備考				

下地島農業利活用に関する陳情について

確認：2022年7月13日 國仲昌二

回答：2022年7月15日 沖縄県 空港課

1. 沖縄県議会令和4年6月定例会 下地康教議員一般質問への答弁

(1) 令和4年2月末時点において、耕作面積は約92ヘクタール、耕作者数は156名であります。

① 耕作者数156名の確認根拠は何か。

→ 耕作者数156名については、令和2年12月から令和3年3月にかけて、下地島空港管理事務所において実施した「令和2年度下地島空港周辺用地利用状況調査業務」により、耕作者及び耕作地の確認を行ったところです。

② 耕作者156名の名簿はあるのか。

→ 上記1-(1)-①の調査により、耕作者名簿を作成しております。

③ そのうち、再確認の確約書を提出した耕作者は確認できるか。

→ 上記1-(1)-①の調査により作成した耕作者名簿に基づき確約書の再提出を依頼しており、提出済みの耕作者の確認は可能です。

④ そのうち、再確認の確約書を提出していない耕作者は確認できるか。

→ 上記1-(1)-③同様、確認は可能です。

2. 陳情処理概要について

(1) 各耕作者から3年に1回の頻度で、当該確認書の趣旨の再確認として、確約書の提出を求め、無償での耕作が行われています。

① 直近の確約書の提出を求めたのはいつか。

→ 令和3年11月に開催した利活用事業に係る説明会において、確約書の更新についても説明を行い、耕作者リストに基づき、156名の耕作者へ確約書の提出を求めた通知文書を令和3年11月18日付けで送付しております。その後、令和4年1月24日付けで、未提出の耕作者に対して、改めて確約書の提出について再通知の文書を送付したところです。

② その時の対象者はどのように把握したか。

→ 1-(1)-①の調査による名簿に基づく耕作者について、確約書の提出を求めています。

③ 提出は文書により求めたのか。

→ 別添の文書を送付し、提出を求めています。

④ 文書で求めたのなら文書を確認したい。

→ 別添のとおりです。

3. 陳情書について

(1) 耕作の継続を希望するか意向調査を行う必要がある。

① 調査すべきではないかと思うがどうか。

→ 沖縄県では、下地島土地利用基本計画を策定し、航空、観光、農業、緑化、環境保存等の5ゾーンの土地利用方針に基づき、航空及び観光関連ゾーンで下地島空港利用事業を行うこととしております。また、令和4年5月に策定された新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、離島空港を活用した航空・宇宙関連産業の展開を推進することを含め、空港や周辺用地を活用した新たな事業展開の促進を掲げております。

引き続き、1971年11月24日付け琉球政府通商産業局長と伊良部村下地島地主会長で交わされた確認書(地主会の要望に基づく「私有地の全島一括買上」及び「政府が使用するまで耕作を認める。但し、耕作中及び明け渡し時における各補償は行わない。）」の主旨を踏まえ、地元の宮古島市と連携の上、耕作者等に対する説明会を開催し、利活用事業や土地の明け渡しについて、丁寧に説明し、理解を求めていきたいと考えております。

(2) 特に困る農家がかつ耕作を希望する農家に対して農業的利用ゾーンを設け賃貸契約を交わす等・・・対策を講ずること。

① 検討すべきだと思いがいかがか。

→ 上記3-(1)-①と同じ



下空第 349 号  
令和3年 11 月 18 日

耕作者 各位

下地島空港管理事務所長  
(公印省略)

下地島空港残地の耕作状況調査および確約書の作成について

時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当管理事務所では県有財産の適正な管理のため、下地島空港残地の耕作状況調査及び耕作者との確約書の作成を行なっております。

つきましては、耕作状況の聞き取りと、確約書を作成する必要がありますので、お忙しいとは存じますが、下記の日時に下地島空港管理事務所までお越しいただくようお願いいたします。

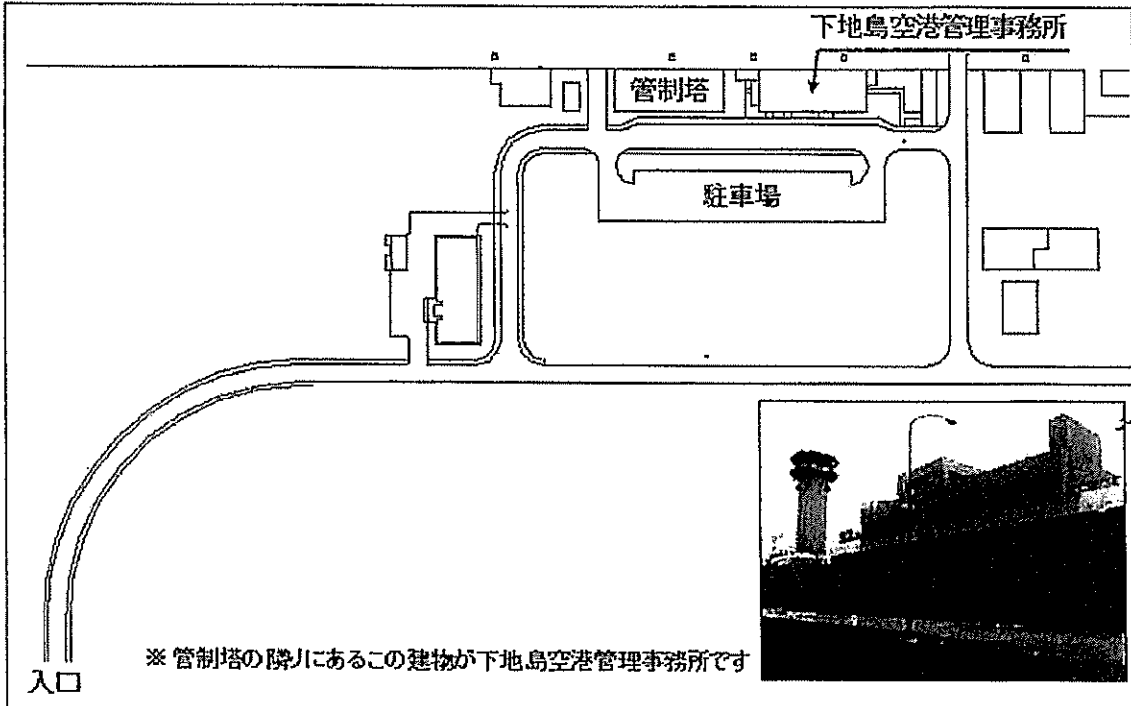
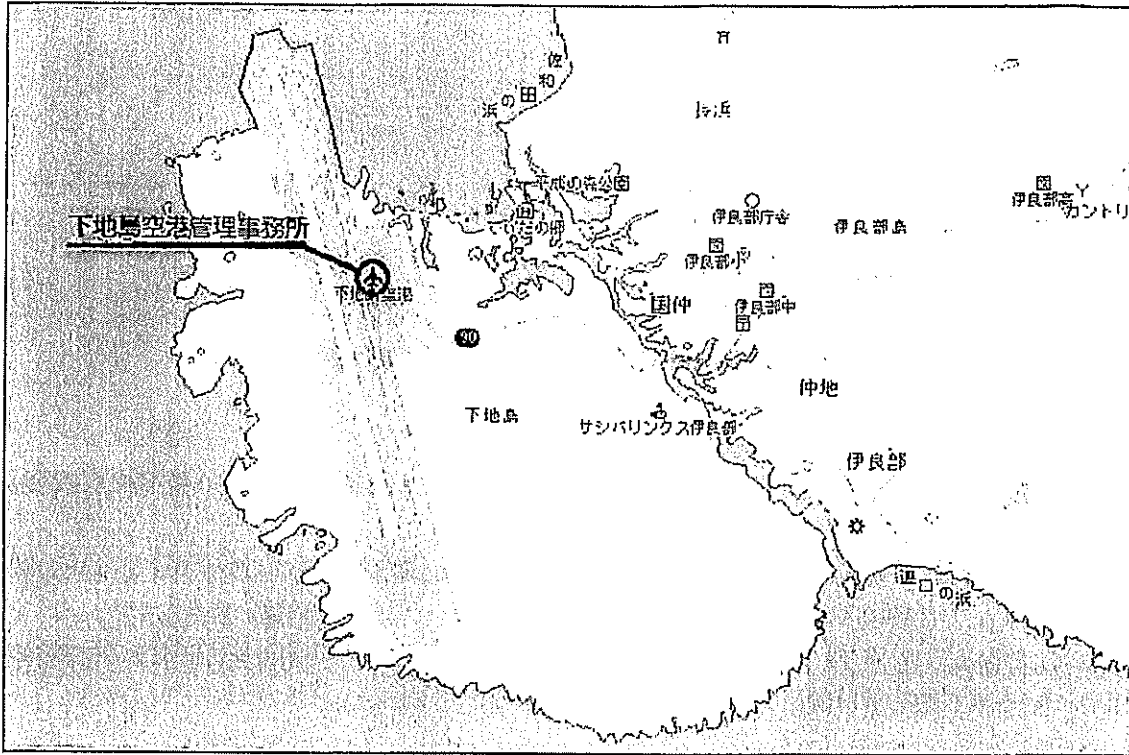
なお、令和3年 10 月 19 日付け土空第 625 号にて案内したとおり、令和6年3月末までに耕作を行っている県有地を明け渡していただきたいと思いますと考えております。

記

- 1 日時 令和3年 12 月 12 日(日)～同月 25 日(土)  
午前 10 時～午後 4 時
- 2 場所 下地島空港管理事務所  
(裏面に地図があります。市役所ではありません。)
- 3 実施内容 確約書に必要事項を記載及び押印(自署の場合、押印不要)  
(住所、氏名、連絡先、耕作歴等の記載があります。)  
(印鑑(認印でも構いません。)の持参をお願いします。)

連絡先  
下地島空港管理事務所  
担当者: XXXXXXXXXX  
電 話: 0980-78-4184

下地島空港管理事務所の場所



確 約 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名 印  
(自署の場合は押印不要)

年 齢

連絡先

私（元地主、元地主の親戚、その他）は、下記の土地が県有財産であり、かつ、無償で耕作（耕作歴 年）していることを認識しております。

また、令和6年（2024年）3月末までに、補償を要求せず速やかに明け渡すことを確約します。

記

県が管理に用いている 土地番号	A-62 B-111 B-112
耕作面積	
耕作している農作物	

立会人  
下地島空港管理事務所  
職名  
氏名 印

下空第 349-2 号  
令和4年1月24日

耕作者 各位

下地島空港管理事務所長  
(公印省略)

下地島空港残地の耕作状況調査および確約書の作成について(再通知)

時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。


当管理事務所では県有財産の適正な管理のため、下地島空港残地の耕作状況調査及び耕作者との確約書の作成を行なっており、令和3年11月18日付け下空第349号にて、令和3年12月25日までの確約書提出をお願いしていたところですが、ご提出がなかったため、再度提出をお願いするものです。

つきましては、耕作状況の聞き取りと、確約書を作成する必要がありますので、お忙しいとは存じますが、下記の日時に下地島空港管理事務所までお越しいただくようお願いいたします。

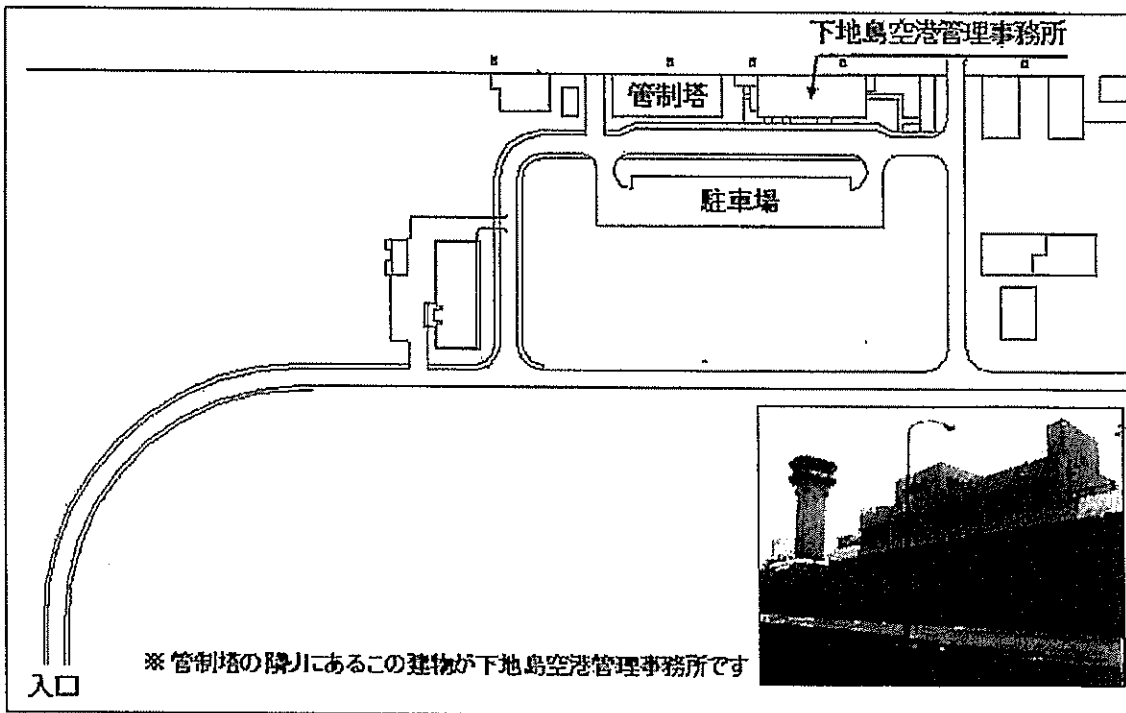
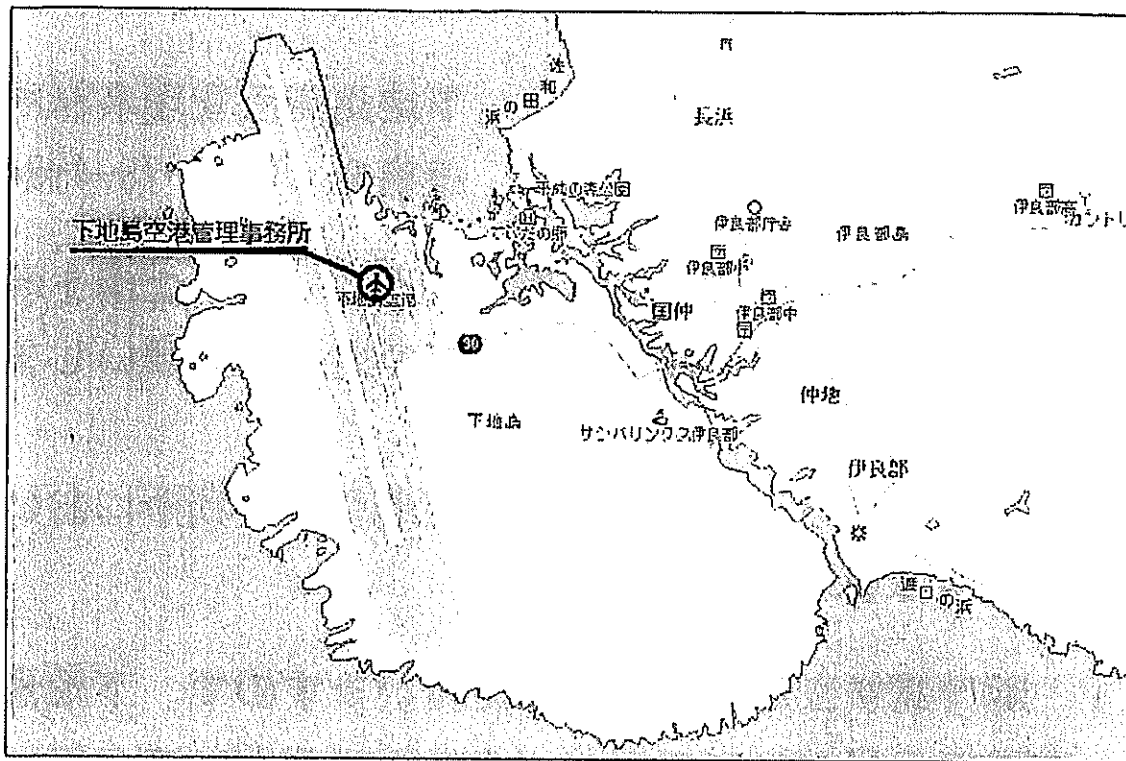
なお、令和3年10月19日付け土空第625号にて案内したとおり、令和6年3月末までに耕作を行っている県有地を明け渡していただきたいと考えております。

記

- 1 日時 令和4年2月13日(日)～同月26日(土)  
午前10時～午後4時
- 2 場所 下地島空港管理事務所  
(裏面に地図があります。市役所ではありません。)
- 3 実施内容 確約書に必要事項を記載及び押印(自署の場合、押印不要)  
(住所、氏名、連絡先、耕作歴等の記載があります。)  
(印鑑(認印でも構いません。)の持参をお願いします。)

連絡先  
下地島空港管理事務所  
担当者:   
電話:0980-78-4184

下地島空港管理事務所の場所



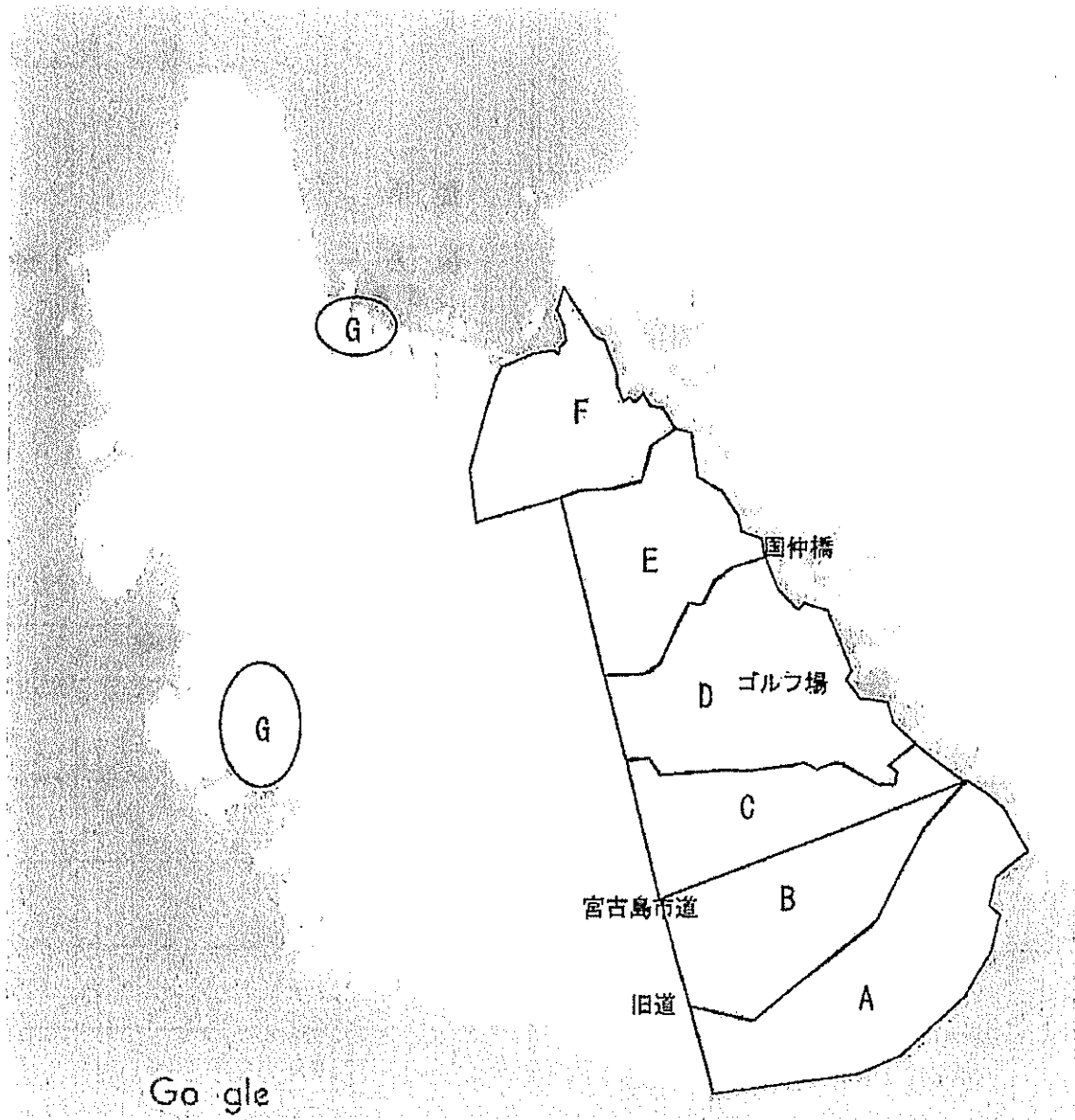
## 下地島空港周辺用地の明け渡しについて

下地島空港管理事務所  
連絡先：0980-78-4184

令和6年3月末までに、現在耕作している土地を明け渡す場合は、お手数ですが以下の対応をお願いします。

なお、明け渡し後は、下地島空港管理事務所において、土地の管理を行います。

- 1 明け渡す土地の現場確認を行いますので、下地島空港管理事務所まで電話（土日祝祭日問わず9時から17時まで）にて連絡してください。その際は、以下のことをお伝えください。
  - (1) 現場確認の希望日時
  - (2) 実際に現場確認を行う方の氏名
  - (3) 連絡先
  - (4) 明け渡す土地の場所（裏面の地図を参考に、大まかで構いません。）
  - (5) 明け渡しの時期
- 2 1により、下地島空港管理事務所職員とともに、現場確認を行ってください。
- 3 明け渡し確認書の提出をお願いします。



明 け 渡 し 確 認 書

\_\_\_\_\_年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名 ㊟  
(自署の場合は押印不要)

年 齢

連絡先

私は、現在耕作している県有地について、下記のとおり明け渡します。

記

県が管理に用いている 土地番号	明け渡し日	立会者





調査研究費

WEB aeb64e32c31fe72801deb46121579c13  
2023年03月14日 08:58

領収書  
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様  
金額

THE SUM OF : ¥ 16,980 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312456342385
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2023年01月24日 ✓
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社  
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2023年1月24日(火)	宮古	沖縄(那覇)	JTA556	離島割引(普通席)	¥8,490
	2023年1月24日(火)	沖縄(那覇)	宮古	JTA571	離島割引(普通席)	¥8,490

合計金額	¥16,980
------	---------

## 視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年月日	令和5年1月24日(月) 16時00分 ~ 16時45分			
場所	県庁6階副知事室			
相手方	照屋副知事			
目的	宮古関係の課題について(2月議会に向けて)の意見交換			
日程概要	月日(曜日)	時間	場所	内容
	1月24日(月)	16:00	副知事室	上記意見交換
内容	<p>(内容)</p> <p>1. 農業振興地域整備計画の変更及び農地転用許可基準について</p> <p>2. 下地島空港周辺跡地利活用について</p> <p>資料は別添参照</p>			
成果及び所見	<p>(成果及び所見)</p> <p>宮古島市の農振整備計画の手続きに時間がかかっていることから県の方針及び考え方について意見交換し、一般質問に反映させた。</p> <p>また、下地島空港周辺跡地利活用のリゾート計画については、宮古島市も懸念を示していることから県の考え方について意見交換し、一般質問へ反映させた。</p>			
備考				

県は下地島耕作地明け渡し確約書提出期限を2022年12月9日としましたが、このまま2024年3月末までに全面明け渡しとなれば、農業生産がとまり、生活ができなくなる農家が出ます。農家は、2022年6月以来、県空港課要請・県議会陳情・県議を通して県知事要請を行い、農家実態意向調査の実施、農業ゾーンの賃貸契約、段階的明け渡し等の農家対策を求め、市議会も明け渡し計画再考の意見書を全会一致で決議し、県に要請しました。11月16日の県農家説明会でも、農家の要請を強力に支持する意見が多数出ました。しかし、いまだに農家対策に対する県の施策は何一つ示されておらず、このままでは納得できない農家は明け渡し確約書の提出を拒否せざるを得ません。

1971年11月24日の琉球政府と下地島地主会の確認書は、同年11月1日の琉球政府宛 下地島地主会の空港建設に関する条件提示の文書に基づく確認です。

※1 琉球政府と下地島地主会の確認書（1971年11月24日）

1 土地買収に関する事項

買収の方法は、私有地の全島一括買上とする。

2 その他の事項

(4) 離農者対策については、地主会からの提示した条件が実現するよう努力する。

(6) 買上げた残地を政府が使用するまで耕作する事を認める。

但し、耕作中及び明け渡しにおける各補償は行わない。

課題1 耕作する事を認める。とあります、その事により、農家の耕作は可能となり、年間2億円以上の地場産業と農家の生活は成り立ってきました。下地島耕作地の県の立て看板の「当該地域での無断耕作を固く禁じます。」の文言は、耕作を認めた確約書に反するものとの質問に対し、県は2022年11月16日の農家説明会で、不適切な表現であることを認め、謝罪しました。

課題2 「政府（県）が使用するまで耕作する事を認める。但し、耕作中及び明け渡しにおける各補償は行わない。」補償は行わないという事は、明け渡しにより困窮する農家に対する施策を行わなくてよい、取り残してよいという事ではないと思います。県の利活用計画の中に、市有地と同様に、農業ゾーンを設け、賃貸による耕作の継続等を求めているのです。

課題3 県は「補償は行わない」との文言のみを強調していますが、確認書のもとになった1971年11月1日の琉球政府宛 下地島地主会の空港建設に関する条件提示の文書の最後は、次のように書かれています。

「伊良部村の地域性、産業構成からして土地を失う事は農家にとっては死活に関する最重要な問題である為 地主の永久の生活安定の礎となるべき生活基盤確立の為、政府は周到な施策と強力な援助をして貰いたい。」  
提示条件の「②5 離農者対策①離農者の完全雇用の措置を講ずること。」等、

# 要望書

令和4年12月

宮古島市

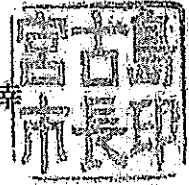


# 調査研究費

令和4年12月 2日

沖縄県知事  
玉城 康裕 様

宮古島市長 座喜味 一幸



農業振興地域整備計画の変更における地域の実情を踏まえた沖縄県同意基準等の運用の確立について

平素より、宮古島市の振興発展につきまして、格別なるご高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市では、主要産業である農林水産業をはじめ、リーディング産業である観光は、入域観光客の増加等を背景に地域経済に与える影響が大きくなっており、本市の更なる振興発展には、主要産業である農林水産業と観光産業の有機的な結びつきによる更なる活性化が重要と考えております。

離島という地理的事実等から、限られた土地を有効利用する事が必要不可欠となり、更なる本市の振興発展には沖縄県の支援が必要であると考えております。

つきましては、本市の更なる振興発展に向け下記事項についてご支援とご協力を賜りますよう、特段のご高配をお願い申し上げます。

## 記

1. 宮古島農業振興地域整備計画の変更における地域の実情を踏まえた沖縄県同意基準等の運用の確立について

## 1. 宮古島農業振興地域整備計画の変更における地域の実情を踏まえた沖縄県同意基準等の運用の確立について

本市は、県内でも広大な耕地面積を有し、農業振興地域の総面積は県内トップとなっており、これらの特性を生かした農業の振興として、区画整理や畑地かんがい事業等の基盤整備事業をはじめ、農業の担い手の確保や農産物の輸送コストへの対応等、各種農業振興策を展開しております。

リーディング産業である観光は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける中においても、大型店舗の進出やリゾートホテル建設の動きが展開されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束後においては、観光がもたらす地域経済への更なる波及効果に期待をしているところです。

このような中、現在進める農業振興地域整備計画の変更において、約6年前の計画変更時から申請件数が約3倍と大幅に増加するなど、本市を取り巻く土地利用の需要は転換期を迎えております。

関係法令やガイドラインによる本計画の目的は、農業振興を図る地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、優良農地を確保・保全することを目的としております。また、同計画の変更にあたっては、地域の経済事情の変動とその他情勢における諸条件の変化に対応する為、概ね5年ごとに見直すこととなっており、計画変更における農用地の除外においては市町村の判断が重要と示される等、地域の情勢を熟知する市町村の役割は大きいものと認識しております。

これらの趣旨を踏まえ、計画の変更について沖縄県と協議を進めており、本市としましては、農用地区域に含まれている山林原野に加え、今後の基盤整備等の農業振興施策の予定が無い耕作放棄地等については、整備計画から除外する方向で沖縄県と協議を進めております。

国のガイドラインにおいて、「市町村整備計画の変更の同意を行うか否かの判断に当たっては、農用地区域内の除外の為の市町村整備計画の変更を抑制するものではない。」と明記されているにもかかわらず、現行の沖縄県の運用では整備計画からの除外は難しいとの見解が示されております。本見解に基づく運用が継続となると、引き続き生産性の低い農用地としての利用となり、結果として耕作放棄地を生み出す要因に加え、耕作放棄地から波及する病害虫等の優良農地への影響が懸念される他、山林原野化している農用地についても土地の有効利用が出来ず、新たな土地利用の転換による本市の振興発展に影響が生じるものと危惧しております。

本市を取り巻く経済事情が大きく変化する状況下において、優良な農用地の確保を前提としながらも、現在要望するこれらの農用地を新たな土地利用として転換を図ることにより、主要産業である農林水産業の振興とリーディング産業である観光産業の有機的な結びつきによる本市の更なる振興発展に繋がるものと考えております。

つきましては、現在進めている農業振興地域整備計画の変更にあたっては、本市の経済事情や関係機関を含めた地域の判断を尊重した運用を確立して頂きますよう要望致します。

# 要 望 書

令和4年12月

宮古島市農業委員会

令和4年12月2日

沖縄県知事  
玉城 康裕 様

宮古島市農業委員会 会長 芳山辰巳

農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規程による農地転用許可基準の見直しについて

平素より、宮古島市の農業振興に格別なるご高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

本市では、県内でも多くの耕地面積を有しておりますが、60歳以上の農家人口が従事者の過半数以上を占めており、主要産業の農業の振興を継続的に行うためにも、高齢化対策に加え、新たな担い手の確保が大きな課題となっております。

近年では、農業を志す担い手から小規模集落で住宅建設に向けた農地転用の相談が多くありますが、沖縄県の農地転用許可基準に合致しない小規模の集落であるケースが多々あり、集落での定住を断念する担い手が後を絶ちません。

また、今年度沖縄県から示された農地の分断要因の考え方が、本委員会がこれまで運用してきたものより厳しい内容となっていることから、本市の経済発展へ与える影響を危惧しているところであります。

つきましては、下記事項について、農地転用許可基準の見直し緩和を実現して頂きますようお願いいたします。

記

農地転用許可基準の見直しについて



## 農地転用許可基準の見直しについて

本市は、各地区の小中学校や旧市町村役場を核として形成された集団的な集落のほか、島内全域に小規模集落が点在しており、各々が特性のある文化を有しております。

人口につきましては、近年わずかながら増加傾向であります。市街地に人口が集中しており、市街地以外の各地域・集落では人口流出が顕著で、定住人口の確保が課題となっております。

また、県内でも多くの耕地面積を有している本市の耕地維持には農村集落が大きな役割を担っておりますが、平成27年時調査（「宮古の農林水産業」参照）では60歳以上の農家人口が従事者の過半数以上を占めており、農家の高齢化対策に加え、新たな担い手の確保も大きな課題となっております。

平成31年度からは「農地転用の許可等に関する事務」の権限委譲を沖縄県から受け業務を進めておりますが、こうした地域の実情に応じた主体的な土地利用が求められているところです。

このような現状の中、新たに農業を志す担い手から小規模集落で住宅建設に向けた農地転用の相談が近年多く見られますが、第1種農地の農地転用例外規定である集落接続では、集落戸数10戸連たんが許可基準となっているため、小規模集落が点在する本市では、この基準に合致しないケースが多く、地域での定住を断念せざるをえません。本市主要産業の農業の振興を継続的に行うためにも、新たな担い手の居住環境を集落内で確保することは重要施策であると捉えているところです。

更に、令和4年度に沖縄県から段差や道路による農地の分断要因の考え方が示されましたが、これまで本市農業委員会が判断していた基準より厳しい内容となっております。特に道路については、本市では中央分離帯の設置されている一部の路線以外は分断が生じないと示され、幹線道路沿いでも土地利用が大きく限定され、地域の発展に与える影響の大きさを危惧しております。

沖縄県におきましては、今後、集落接続に対する抜本的な見直しを行う方針を示しており、その内容に期待をしているところですが、許可基準の集落戸数10戸連たんにつきましては、本市の実情を鑑み5戸連たんとする基準緩和に加え、分断要因についても本市の実情に即した判断を行うなど、農地転用許可基準の見直し緩和を実現して頂きますよう要望いたします。

(国の資料)

農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日付 12 講改 C 第 261 号）

（最終改正 令和 4 年 10 月 1 日 4 農振第 1731 号・国都計第 102 号）

【54 ページから抜粋】

2. 農用地利用計画の変更

－ 中略 －

イ 法第 10 条第 3 項各号に掲げる農用地等及び農用地とすることが適当な土地の要件を満たさないこととなった場合としては、集团的に存在する農用地の規模が 10 ヘクタールを下回った場合（第 1 号関係）、土地改良事業等を実施中であつたが計画変更により当該事業の施行に係る区域で亡くなった場合（第 2 号関係）－中略－などが予想されること。

ただし、このような場合に直ちに当該土地が農用地区域から除外されることとなると、当該農用地区域内の土地において営農活動を行っていた農業者が農業振興施策を受けられなくなる等の不利益を被る恐れがあることから、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村の判断によるものであること。

(県の資料)

市町村の農業振興地域計画の策定及び変更に係る同意基準（平成 30 年 3 月 29 日農政第

1918 号制定 沖縄県農林水産部長通知）

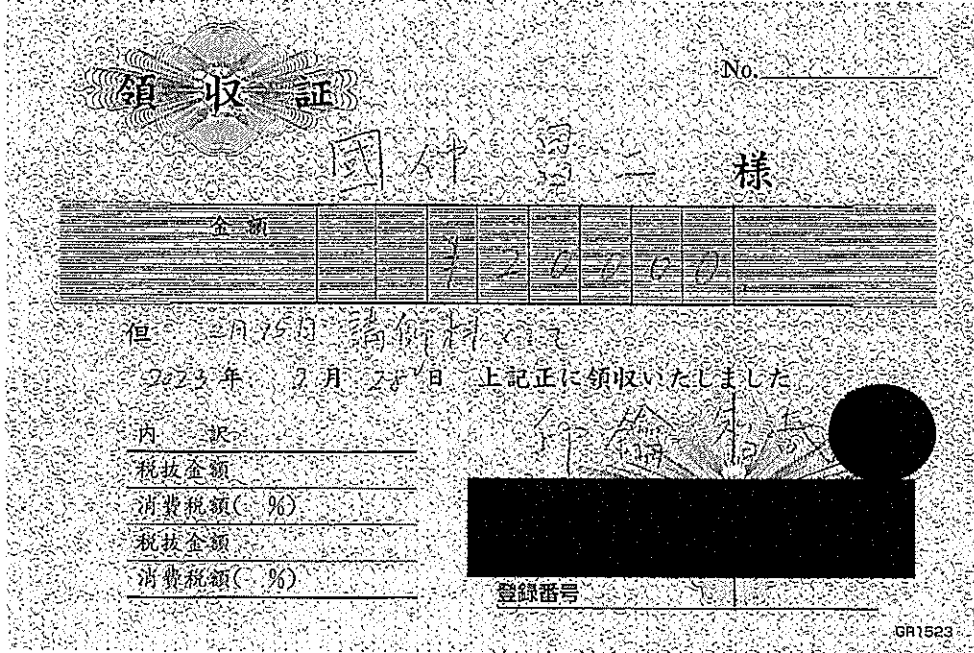
【4 ページから抜粋】

(1) 法第 10 条第 3 項各号の要件を満たさないこととなった場合

- ① 集团的に存在する農用地の規模が 10 ヘクタールを下回った場合（第 1 号関係）、土地改良事業等を実施中であつたが計画変更により当該事業の施行に係る区域でなくなった場合（第 2 号関係）、－中略－などが想定される。
- ② ただし、このような場合－中略－直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村において慎重に判断すること。
- ③ そのため、①の場合であっても「当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」（第 5 号関係）であると市町村が判断するときには、市町村を農用地区域とする」とか適当である。



## 会議活動記録簿

日 時	令和5年2月15日(水) 10時30分 ~ 12時00分																								
場 所	沖縄議会棟301会議室																								
対 象	OKシードプロジェクト事務局長 印倫智哉																								
参 加 者	國仲昌二及び宮古島市議4人																								
目 的	種苗法改定の問題点など安全の食に関する勉強会(リモート)																								
内容及び所見	<p>(内容)</p> <p>資料は別添参照</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">  <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">國 仲 昌 二 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 15%;">金額</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em;">但 二月十五日 諸御材にて 2023年 2月 28日 上記正に領収いたしました</p> <p style="font-size: 0.8em;">内 訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td><td style="border-bottom: 1px solid black;"></td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額(%)</td><td style="border-bottom: 1px solid black;"></td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td><td style="border-bottom: 1px solid black;"></td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額(%)</td><td style="border-bottom: 1px solid black;"></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">登録番号 _____</p> <p style="text-align: right; font-size: 0.7em;">GR1523</p> </div>	金額										7	2	0	0	0	0	税抜金額		消費税額(%)		税抜金額		消費税額(%)	
金額																									
		7	2	0	0	0	0																		
税抜金額																									
消費税額(%)																									
税抜金額																									
消費税額(%)																									
備 考																									

2023年2月15日

種苗法改定の問題点  
など食の安全に関する  
勉強会

いんやく ともや  
印鑰 智哉

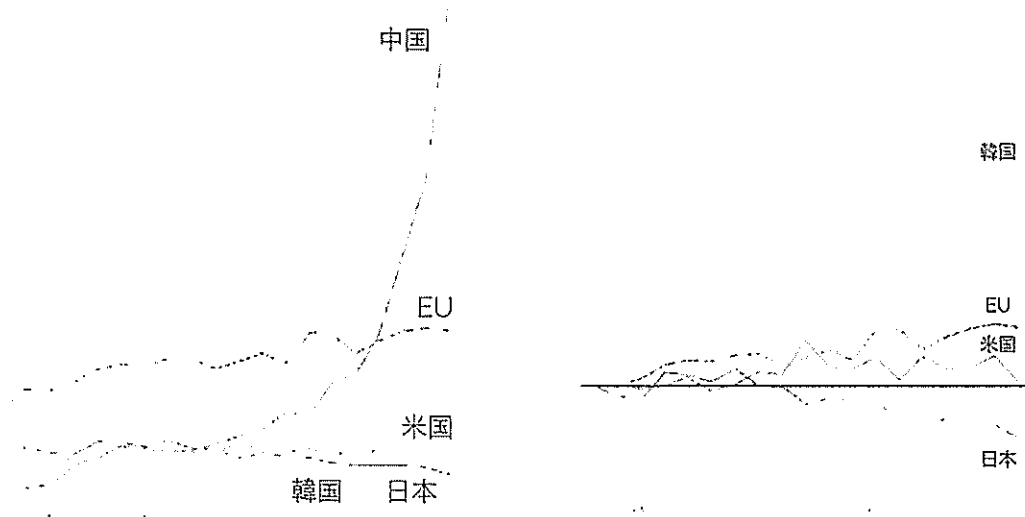
OKシードプロジェクト事務局長

## 公的種苗事業の民営化

- UPOV1991年条約＝多国籍企業の知的財産権を守るロビー活動の成果→各国政府に強制
- 1998年 日本政府、種苗法改正（民営化開始）
- 主要農作物種子法廃止（2017年4月決定、2018年4月廃止）  
農業競争力強化支援法（2017年4月）
- 種苗法改正（2020年12月決定、2021年4月一部施行、2022年全面施行）

# 日本はタネが作れない国に

各国の新品種届け出数（中国除く）



各国国内居住者による新品種登録の推移 出典: UPOV  
中国には2009年、韓国には2015年に抜かれている。

2001年を基準とした増減の差（中国除く）  
左と同じデータ 出典: UPOV

-2-

# タネが採れない国に

右の表は日本国内での野菜のタネ採りの畑の面積の推移を示したもの。

甚だしい減少を示しているが、2007年を最後に統計は取られなくなったとのこと  
タネの海外依存が決定的に

品名	1999年	2007年	2017年
ダイコン	400	171	65
タマネギ	132	104	102
エンドウ	110	99	15
インゲン	76	86	25
漬け菜類	140	75	51
キャベツ	165	72	35
白菜	86	56	20
ネギ	91	54	13
カブ	41	42	25
ゴボウ	82	39	24
ソラマメ	40	29	9
キュウリ	50	23	13
ホウレンソウ	31	23	2
ニンジン	73	15	5

出典: 農研機構技術政策推進センター <https://www.affrc.affrc.go.jp/project/cov/taad/pd/2020/33910274710560.pdf>

-3-

# タネはどこから？

- 野菜のタネの9割は海外で生産
- 大豆は9割以上海外、小麦は8割以上
- 米の種粳は自給（MA米除く）
- 畜産の種も海外依存。鶏卵用の93~96%が海外から。鶏肉用の鶏の98~99%は海外から。
- 海外からのタネが止まれば米などを除けば困難に。

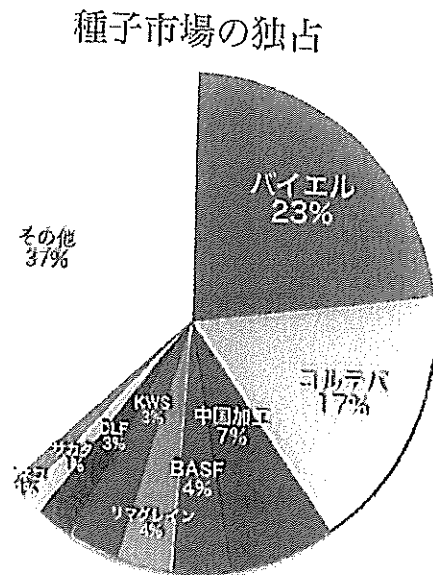
	輸入額 (百万円)	輸入量 (t)
チリ	3997	418
イタリア	2378	922
アメリカ合衆国	2190	1423
南アフリカ共和国	1312	158
中華人民共和国	1093	339
タイ	813	74
オーストラリア	604	137
ニュージーランド	598	483
大韓民国	566	53
オランダ	358	34
その他	1934	47
合計	15844	4089

出典: 農水省 <http://www.jaja.cside.ne.jp/kenkyukai/deta/180912.pdf>

-4-

## 遺伝子組み換え企業が過半数を独占

遺伝子組み換え企業のバイエル（モンサントを買収）、コルテバ（ダウ・ケミカルとデュポンが合併）、中国加工（シンジェンタを買収）の4社が世界の過半数の種子市場を独占  
世界の政府にも大きな影響を与え、政策を変えさせる



-5-

# 種子法と種苗法

	種子法	種苗法
対象	米・麦類・大豆	すべての農作物の 登録品種
目的	公的機関を中心とした 種子の安定的生産 =行政の責任	登録種苗育成者の 知的所有権の保護
規制対象者	国・都道府県 (行政の責任)	農家 種苗育成者（競合他社） 共謀罪の対象

-6-

# 農業競争力強化支援法

## 第7条

国は、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策を講ずるに当たっては、農業生産関連事業者の自主的な努力を支援することにより、民間事業者の活力の発揮を促進し、適正な競争の下で農業生産関連事業の健全な発展を図ることに留意するものとする。

## 8条4項

種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

-7-



# 公的種苗事業の民営化

- ・ 国や地方自治体が持つ登録品種→民間へ譲渡
- ・ 国や地方自治体の研究、実験、原種圃場を民間企業へ  
「ゲノム編集」種苗・魚ですでに実現済み  
税金を使って新品種を開発→販売は民間企業へ
  - ✓ 筑波大「ゲノム編集」トマト（国のSIP事業）  
→サナテックシード株式会社／パイオニアエコサイエンス株式会社
  - ✓ 京大、近大「ゲノム編集」マダイ、トラフグ  
→リージョナルフィッシュ株式会社
  - ✓ 農研機構、理化学研究所「ゲノム編集」ジャガイモ、小麦、大麦、稲  
→販売する時は民間企業。増殖は農業試験場？

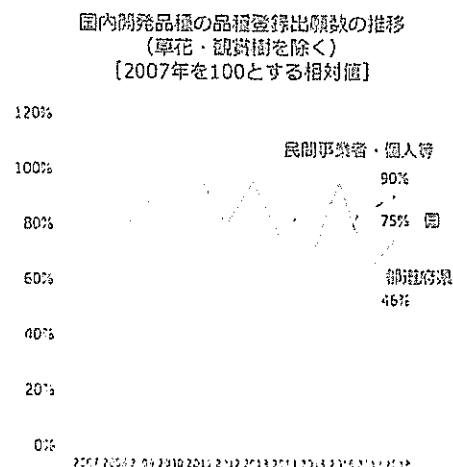
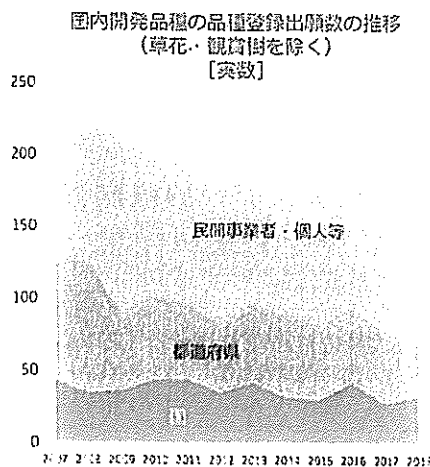
-8-

# 停滞する国内育種

我が国における品種の開発が停滞している

- ・ 品種登録の **増加** している。
- ・ 特に花きや観賞樹を除いた
- ・ 新品種の **増加** することで、我が国の

は、2007年度から **減少** している。  
がでることが懸念される。



農水省資料「種苗制度をめぐる現状と課題～種苗法改正法案の趣旨とその背景～」2020年7月から

-9-

## 主要農作物種子法とは？

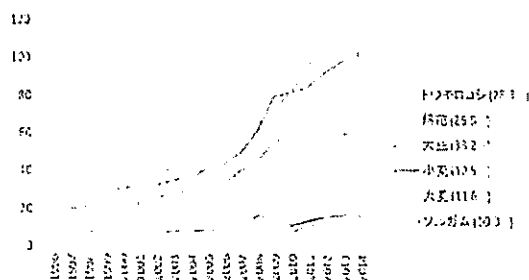
- ・ 安定的に優良な品種の稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種子の生産を行うための国・都道府県の責任を規定したもの
- ・ 地域に合った品種が稲などの種籾の安定供給・完全自給を可能にしてきた。全国で300品種もの地域に合った多様なタネが作られてきた。
- ・ なぜ、廃止？ この法律があると民間企業が種子事業に投資意欲を持ってないから＝国会答弁
- ・ 地方自治体から民間企業へ、公的種子事業の民営化

-10-

## 民間企業に種子を任せると？

- ・ 種子法廃止と同時に農業競争力強化支援法を制定し、地方自治体の公的種苗事業を民間企業に任せると打ち出す（2017年）
- ・ 米国では大豆、トウモロコシ、コットンの種子価格は急騰している＝遺伝子組み換え企業4社が95%を独占しているから
- ・ 米国人の主食の小麦などは農家が自家採種をして、3年に1度、公共機関から種子を購入するため値段は安定している。州法で守られている。
- ・ 日本では種子法だった。でも日本は種子法廃止

図3 米国における主要農作物種子利用の推移 (1984/7-2017)



出典：京都大学大学院経済学研究科  
ディスカッションペーパーシリーズ  
種子をめぐる攻防  
ー農業バイオテクノロジーの政治経済学ー  
久野 勇二 京都大学大学院経済学研究科・教授

-11-

種子法廃止、種苗法改定で農・食のあり方が変わる

- 公的な種苗と異なり、私的財産である種苗の場合は、企業の財産を殖やすための委託生産者として位置づけられる。
- 委託生産のため、生産方法（化学肥料や農薬など）が指示されるケースが多い。
- 消費者の要望を受けて決定する権利がない＝ライセンス契約違反になってしまう。
- 食の決定権がなくなる。

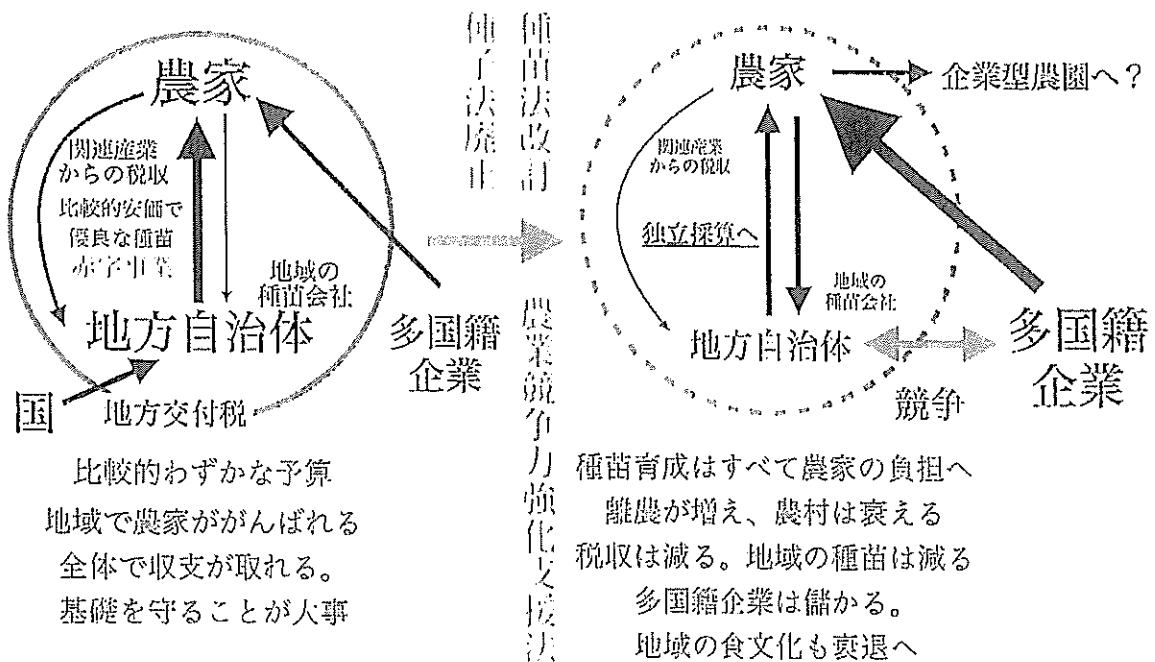


福島民報2019年1月10日の図を一部編集

-12-

地域の種苗がなくなる？

日本の種苗を支えてきた公的種苗事業が衰退する？



-13-

## 改正種苗法で何が変わる？

- ・ 使用目的（地域〔国内、特定県内など〕の限定）が可能に（海外持ち出しに罰則を科す）
- ・ 育成者権を強化＝登録品種の自家増殖が一律許諾制に（例外として県内農家は許諾免除のケースが多い）
- ・ 育成者権を強化＝違反者を訴えやすくする（特性表の比較で判定できる）。
- ・ 育成者権を強化＝特許法などとの整合性を高める。

- 14 -

## 種苗法改正のターゲットは何？

野菜と花...一部を除き、影響小さい（すでに民間企業の種苗が大半に）

稲、麦、大豆...長期的に多大な影響の可能性あり

サトウキビ、イモ類、イチゴ...短期的な影響もあり

今回の焦点は主要農作物と都道府県の特産農産物

- 15 -

# 自家増殖はどうなる？

	品種	農水省 禁止指定	自家増殖	増殖した種苗に よる収穫物販売	新品種育成・研究 のための自家増殖	増殖した種苗の 販売・譲渡
農家 農作物を販売	登録品種	指定	×	×	○	×
	登録品種	指定なし	○・×	○・×	○	×
農家の自給用 も含む	その他の 品種 登録切れ含む	指定	○	○	○	○
	登録品種	指定なし	○	○	○	○
家庭菜園 農家の自給用 も含む	登録品種	指定	○	-	○	×
	その他の 品種 登録切れ含む	指定なし	○	-	○	○ 販売はしない

『現代農業2019年2月号』、農水省のデータから作成

## 種苗法改正で変わるのはいくつ？

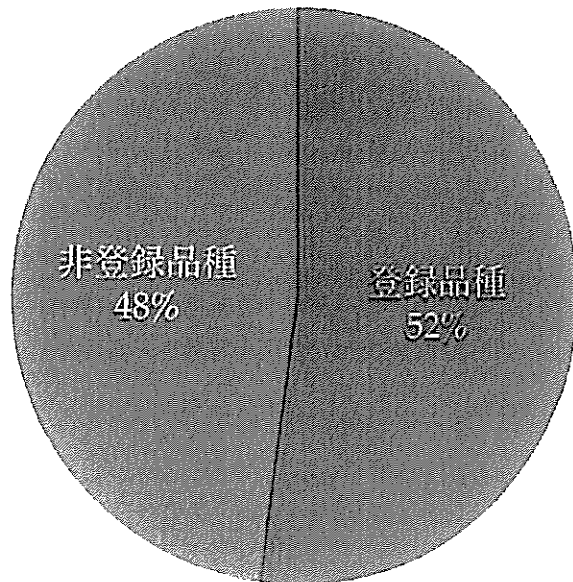
### 主な登録品種と一般品種の例

農水省資料

- ・我が国の農産物の品種には、**登録品種**と**一般品種**があり、**登録品種**は**種苗法**によって管理されている
- ・一般品種は、①在来種、②品種登録されたことがない品種、③品種登録期間が切れた品種である

種類	主な一般品種	主な登録品種	法改正で新たに戸営 種苗が扱われるもの
一般品種の割合	84%	98%	96%
コメ	コシヒカリ、ひとめぼれ、あきたこまち、 ヒノヒカリ、はえぬき、きらら397、 キヌヒカリ、ササニシキ	ゆめぴりか、つやほ、新天の露、新之助、 あなほ、ななつぼし、恋の予感、金色の風、 まつしぐら、こしひき	現在、自家増殖は登録に基づいて行われている
ばいしょ	男爵葱、コナフブキ、メイクイーン	きたひめ、アーリースターチ	
かんしょ	紅あずま、唎門金時、安納芋、黄金千両	紅はるか、紅まさり	
ねぎ	碧那、龍ひかり、下仁田	ふゆわらべ	
うんしゅうみかん	宮川早生、青島温州、興津早生	肥のあかり、北原早生、かごしま早生	
りんご	ふじ、つがる、玉立、ジョナゴールド	シナノゴールド、トキ	
ぶどう	巨峰、ピオーネ、デラウェア、甲州 アイアガラ、スチューベン	シャインマスカット、ナガノパープル、 オーロラブラック、ルビーロマン	
いちご	とちおとめ、翠姫、女神、アイベリー、 さちのか、とよのか	あまおう、さがほのか、きらびる、さぬき姫、 スカイベリー、いちごさん、いばらキッス	
カブ	玉里、恋ばな、涼千舞		
キャベツ	春系305号、金系201号、冬くぐり		
キュウリ	マジカル1号、ハイグリーン、森美	フリーダム、穂光607	
ダイコン	福袋、夏つかさ、冬自慢	サラホワイト	
トマト	桃太郎、りんか409、アイコ	すずこま、フルティカ	登録品種はほとんどF1品種であり、自家増殖は技術的に困難
ナス	千両二号、筑陽、電陽	あのみり	
ニンジン	向陽二号、彩雲、雲紅		
ホウレンソウ	ミラージュ、オシリス、クロノス		
メロン	アンデス、アムス、クインシー	アールスメ、イバラキング	

# 産地品種銘柄での登録品種の割合



道府県が決定している産地品種銘柄でも登録品種の方が数が多い

# 重点作物での登録品種数の割合

北海道ほれいしょ	53%	岐阜県粟	50%
青森県リンゴ	29%	滋賀県小麦	71%
秋田県枝豆	71%	和歌山県ウメ	39%
山形県サクランボ	44%	福島県桃	71%
茨城県アスパラガス	69%	鳥取県大豆	83%
栃木県イチゴ	83%	岡山県ナン	50%
群馬県レタス	50%	広島県その他カンキツ	64%
千葉県落花生	50%	香川県キウイフルーツ	71%
神奈川県トマト	57%	熊本県甘藷	50%
山梨県ブドウ	56%	鹿児島県お茶	44%
長野県そば	43%	沖縄県サトウキビ	90%

農水省「各都道府県において主に栽培されている品種」の例における割合

[https://www.maff.go.jp/j/kampo/tizai/brand/b\\_syokubut/hinshu.html](https://www.maff.go.jp/j/kampo/tizai/brand/b_syokubut/hinshu.html)

## 参考：栃木県原種価格見直し

農業資材費等 ・パート賃金 1800万円	機械・施設更新費 4820万円	職員人件費 9100万円	その他 300万円
←現状→			
←見直し案(県内)→			
		←県外→	

- ※ これまでの原種価格は農業資材費など（肥料、農薬、資材、燃料、光熱水費、修繕）及びパート賃金の合計額に基づき算定
- ・ 見直し案は原種生産に必要な機械・施設の更新計画を踏まえ、さらに原種農場の機械・施設更新費を加えた合計額に基づき算定
- ・ 原種価格は5年ごとに見直しを行う。

-20-

## 栃木県における原種・種子価格の見直し

品目		原種価格 (円/kg)	値上げ 率	県内種子価格 (円/kg)	現状との差額 (円、県内)	原種価格の増減率 (増減率、県内)
稲	現状	465円	-	562	-	2.4%
	見直し案	1,548円	3.3倍	582	20	2.5%
麦	現状	296円	-	374	-	5.7%
	見直し案	1,402円	1.7倍	423	49	6.4%
大豆	現状	527円	-	697	-	6.5%
	見直し案	1,660円	3.1倍	751	54	6.9%

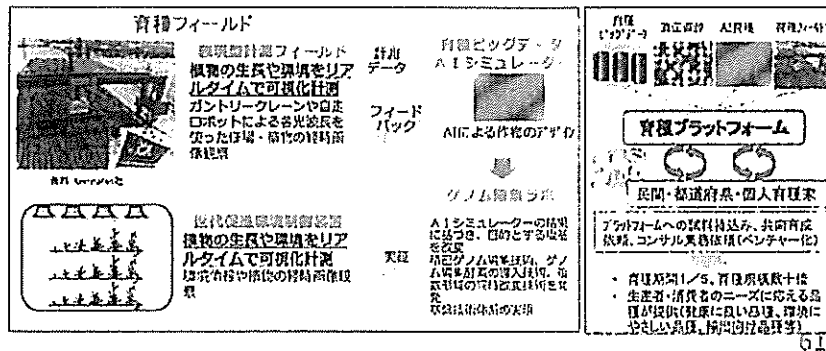
1粒の原種から123倍の種籾（種子）が作られるので原種価格の上昇は種子価格では小さくなる

-21-

# 今後の種苗開発はどうなる？

- > 都道府県・民間等も含め、効果的な育種が可能となるよう、育種ビッグデータやAIシミュレーターと連動する育種フィールドを設置。
- > 育種ビッグデータ、AIシミュレーター、育種フィールドからなる育種プラットフォームのアグリバイオ拠点を民間企業、公設試、育種家等が利用し、国内外のニーズを捉えた育種を展開。

## 育種フィールドと育種プラットフォームの整備



国、大学、地方自治体、民間企業が一体となった育種プラットフォームを形成 出典：農林水産研究イノベーション戦略2020

# 今後の種苗開発の典型？

「ゲノム編集」トマト...筑波大学開発→サナテックシード社／パイオニアエコサイエンス社販売

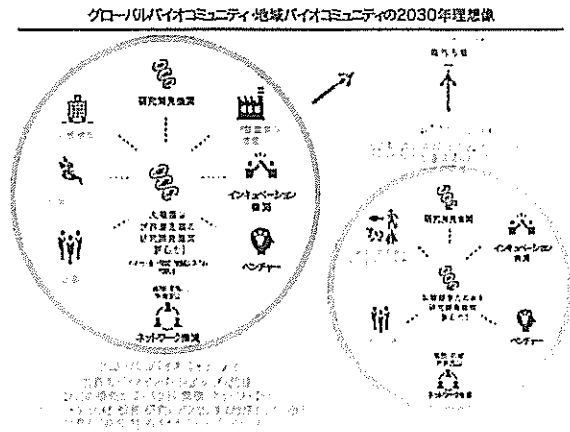
「ゲノム編集」マダイ・トラフグ...京都大学・近畿大学開発→リージョナルフィッシュ社販売

「ゲノム編集」みかん、魚介類...愛媛県が基礎技術開発→(民間企業が販売?)



# 地方自治体が「ゲノム編集」を推進

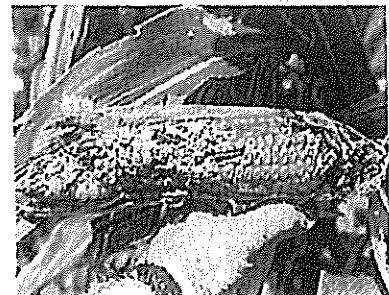
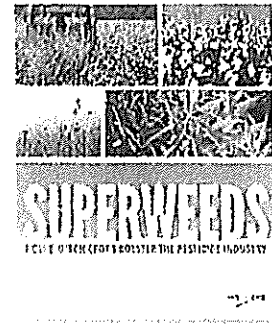
- ✧ 政府：みどりの食料システム戦略で「ゲノム編集」を使った「品種改良」とバイオテクノロジー推進
- ✧ 政府：バイオ戦略  
 関東、関西にグローバルバイオコミュニティを、北海道、京都府、新潟県、福島県、福岡県で地域バイオコミュニティを作って、産官学+投資ファンドでバイオテクノロジーを推進
- ✧ 地域経済・生態系の循環や人びとの支援という観点を欠いており、企業への支援を中心とした動き。失敗確実。



-24-

## 遺伝子操作、ハイテクノロジーでうまくいった種苗は存在しない

- ✧ 遺伝子操作で品種改良はできない。工学的な方法で改良できるほど遺伝子・生命とは機械的なものではない
- ✧ お金はかかり、生産性も向上せず、農家の取り分も減り、消費者の選択も減る。ごく一部の企業だけを儲けさせる。巨額の予算が浪費されてしまう。
- ✧ 遺伝的多様性が大幅に減ってしまう→環境・生態系への影響大。感染症がより広がりやすくなる。
- ✧ 環境変化に耐えることができなくなる→環境変化に対応できるのは遺伝的多様性



EPA Proposes New Bt Crop Regulation to Slow Insect Resistance  
<https://www.epa.gov/pesticide-registration/epa-proposes-new-bt-crop-regulation-slow-insect-resistance>

-25-

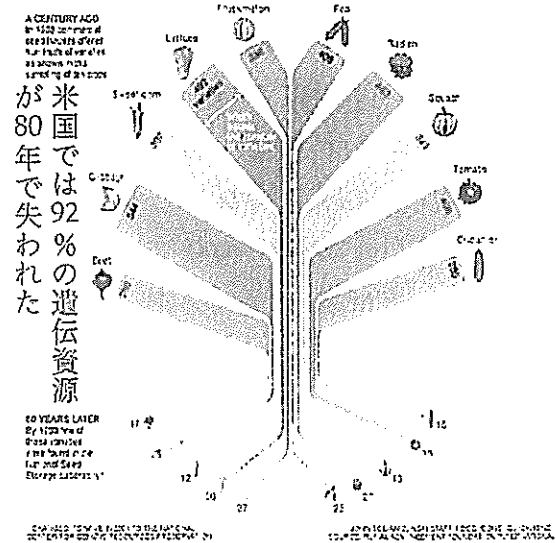
## 遺伝資源の多様性が大事

- ❖ ペルーの先住民族は菌病からジャガイモを守るために多様なジャガイモを守ってきた。改良品種が失った胴枯れ病に強い、特性を持ち、それを生かすことで胴枯れ病耐性のジャガイモが実現。
- ❖ 人類は過去100年間に7割とも9割とも言われる遺伝資源をすでに失っている。多様な遺伝資源を守ることが将来の食の安全保障に
- ❖ 遺伝子操作されない遺伝資源を持ち続けることの意義
- ❖ 遺伝的多様性を守る農業・社会へ



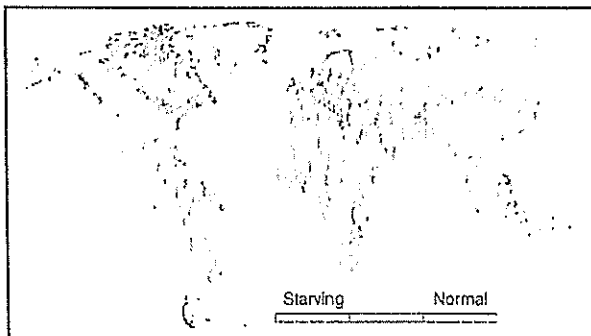
胴枯れ病耐性のジャガイモ

<https://www.gmwatch.org/en/news/latest-news/18918>



-26-

## 日本の食料危機



核兵器使用数 (発)	被爆による死者 (億人)	2年後の世界の餓死者 (億人)	日本の餓死者 (億人)
100	0.27	2.55	0.72
250	0.52	9.25	0.98
250	0.97	14.3	1.09
250	1.27	20.8	1.17
500	1.64	25.1	1.20
4400	3.60	53.4	1.25

朝日新聞2022年8月20日記事より

米国のある研究によると、核戦争が起きれば日本はほとんどの人が餓死する。使われた核兵器がもっとも少ないケースでも国際取引が止まれば2年以内に少なくとも7000万人（6割）が餓死。

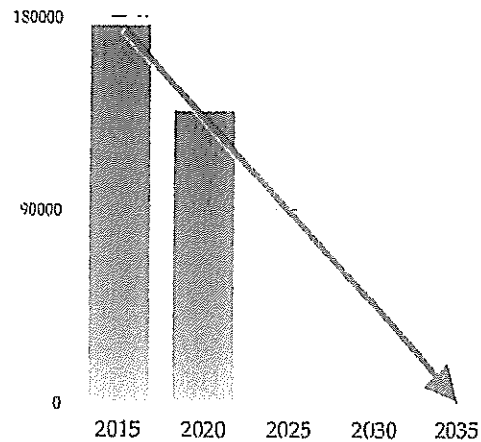
食料自給率の高い国では、この条件では餓死者が出ない国も多く、日本だけで世界全体の餓死者の約3割を占めることになる。

<https://www.nature.com/articles/s43016-022-00573-0>

<https://digital.asahi.com/articles/ASQ8N5J2HO8MPLBJ002.html>

## 農家がいなくなり、輸入もできない？

- 175万7000人（2015年）から136万1000人（2020年）と5年で40万人（22%）近く激減。



- 日本政府は米国の食料を大量に輸入することが国是であり、農業振興政策は常に基本的に輸出のみで、地域の食は無視。みどりの食料システム戦略でも変わっていない。

### 食の中の安保体制

- 国に対策を任せていては解決できず、鍵になるのは地方自治体
- 食とエネルギーの自給が今後の鍵

農家がいなくなる？  
貿易赤字、世界食料危機で輸入も困難な時代に？

-28-

## 国際的に認められている農民の権利

- 「食料農業植物遺伝資源条約」（2004年発効、日本政府2013年批准）第9条<sup>\*1</sup>においても「小農及び農村で働く人びとの権利宣言」（2018年成立）第19条<sup>\*2</sup>においても、農民の種子への権利が明確に述べられている。

- 種子の多様性が農業の存続に不可欠であり、それを守ってきた貢献者は他ならぬ農民であり、その農家の種子への権利を守ることは政府の義務と定めている。

農民が政策決定プロセスに入ること、農民が種苗の決定に関わること、知的財産の規程は農民の権利を踏まえたものにする必要がある

\*1 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000003621.pdf>

\*2 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000485953.pdf>

## 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約

締約国は、

種苗が特別の性質及び他と異なる特徴を有すること並びに種苗の問題が特有の解決策を必要とすることを確信し、

種苗が消失し続けていることを危険な事態として受け止め、

種苗の保全が、在及び将来の世代のための持続可能な農業開発のために不可欠であること、

種苗の保全、改良及び提供について...農民が過去、現在及び将来において行う貢献が、農民の権利の基礎であることを確認し、

また、農場で保存されている種苗の保存、利用、交換及び販売について、並びに食料及び農業のための種苗の利用に関する意思決定並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分への参加についてこの条約において認められる権利が、農民の権利の実現並びに農民の権利の国内的及び国際的な増進のための根本的な要素であることを確認し、...

(政府定訳から食料及び農業のための植物遺伝資源=種苗、農業者=農民と言い換えました。英語の原文では日本政府が農業者と訳している言葉はfarmerです<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000003621.pdf>)

-30-

## 農民の種子の権利

小農も土着農村で働く人びとの権利宣言から

### 第19条

- 種子に関する伝統的な知識／知恵を保護する権利
- 種子に関わる利益の分配に公平に参加する権利
- 種子の政策意思決定に参加する権利
- 種子の保存、利用、交換、販売する権利
- 自らの種子と伝統的な知識／知恵を維持、管理、保護し、発展させる権利

- 31 -

## 政府の義務

小農および農村で働く人びとの権利宣言から

- ・ 小農の種子の権利を尊重し、保護、具現化するための措置をとる
- ・ 播種を行う上で最も適切な時期に、十分な質と量の種子を手頃な価格で利用できるようにする義務
- ・ 小農が栽培を望む作物と品種を決定する権利を認める義務
- ・ 多様な種子システムを支持し、小農種子（在来種／農場で採れた種子）の利用、農における生物多様性を促進するため、適切な措置をとる義務
- ・ 小農が開発に主体的に参加することを保障する義務
- ・ 小農のニーズにかなう種子の開発／研究予算を確保する義務
- ・ 知財権や認証法などを小農の権利を踏まえたものにする義務

-32-

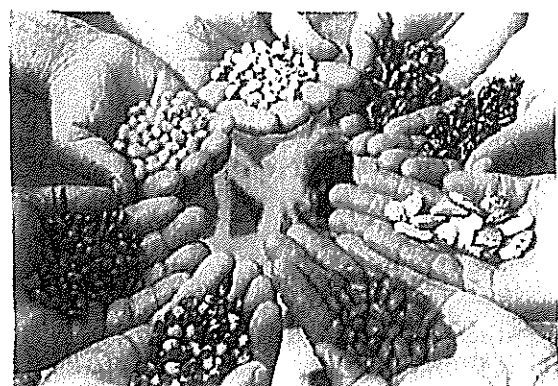
## 地域のタネを守ろうという世界の動き

気候危機と食料危機が進行中。気候変動、環境激動の中で遺伝的多様性の重要性が世界で認識される。

- ・ 独占によって種苗の多様性は過去100年で世界で7割～9割激減している。→在来種を守る運動が世界化

ブラジル、韓国、イタリアで在来種を守る法（地方に決定権委ねる）や条例が成立。米国でも法案作られる。

日本でも地域で在来種を守る必要あり！ 地域が大事！



-33-

## タネを守るには知識（文化）を守る必要

- ・ 物質としてのタネだけでは守れない
- ・ 在来種は特定の条件でなければ発芽しない、実らないものがある。それを育てる農家の知恵、知識、経験が不可欠
- ・ 在来種の作物を調理法の知識・技術が失われたら活用できない。食文化の継承なしにタネは守れない
- ・ モノばかりが強調され、農家、伝統的な食文化への配慮がなくなればタネの多様性は消失する

-34-

## 沖縄県農作物種苗生産条例

(知見等の提供)

第8条 知事は、農作物の品種の育成又は種苗の生産を目的とする者から、前条第1号から第4号までに掲げる施策の実施により県が得た種苗の生産に関する知見又は種苗（以下この条において「知見等」という。）の提供の依頼を受けた場合は、その農作物の品種の育成又は種苗の生産が本県の農業の振興に資すると認めるときに限り、知見等の提供の目的を達成するために必要な条件を付して、当該依頼に応じ、知見等の提供を行うことができる。

2 知事は、前項の規定により本県の農業の振興に資するものであるかどうかを判断するに当たっては、沖縄県農作物種苗審議会の意見を聴かなければならない。（以下略）

-35-

## 沖縄県農作物種苗生産条例へのコメント

- ・ 優良、良質な種苗への言及はあるが、多様性について言及がない
- ・ 民間企業から知見の提供を求める要求があった場合、知事の判断によって止めることができる規程になっている（県議会が関われないのは不十分では？）
- ・ 沖縄県農作物種苗審議会が意見できるようになっている点はよいが、審議会のメンバーやその権限について規定がない。種採り農家の代表は審議会に入れるのか？
- ・ 種苗は種採り農家、種を使う農家、食文化の担い手、消費者にも関わるものだが、それらの存在への配慮は感じられない。どう種採り農家を支援するのか、種苗が作れずに、輸入も止まれば、飢餓にも直面しかねない。

-36-

## 生物多様性の保護こそ沖縄の未来を守る

世界は第6次大量絶滅期に突入しつつある。生物多様性の喪失によって人類は大きな危機を迎えつつある

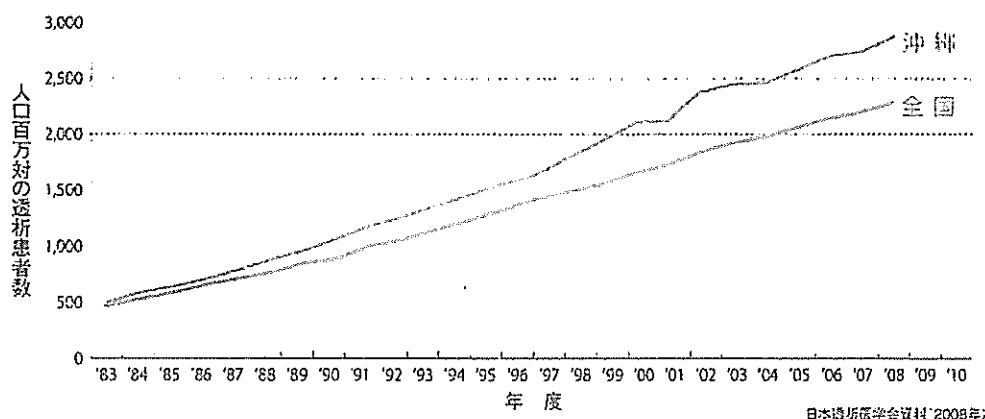
- ・ 沖縄には東アジア随一の生物多様性が存在する。多数の薬草、希少価値のある在来種もまだ残る。
- ・ 沖縄の生物多様性は未来の生存を保障する宝であり、農業生物多様性はそれを守る上でのキーとなる

在来種を生かす農家の種採り、シードバンクの支援重要

-37-

## 沖縄に慢性腎臓病が多いのはなぜ？

- ❖ 「2015年度の国民健康保険総医療費に占めるCKDの割合は両市（うるま市、沖縄市）とも約1割となっており、全国平均の5.3%を大きく上回った」琉球新報2017年7月8日



-38-

## 世界最大のサンゴを救ったひまわり

- ・ 化学肥料は海に流れ、デッドゾーン（生物が生きられない死のゾーン）を作り出す。サンゴも死ぬ。農薬も
- ・ オーストラリアではサトウキビ農園にひまわりを活用することで化学肥料を劇的に減らし、グレートバリアリーフも守る
- ・ ひまわりが土を肥えさせる。農薬も減らせて、収穫も向上
- ・ 土が気候変動に強くなる。



-39-



## みどりの食料システム戦略と有機農業

- ❖ 県民の健康、そして環境が化学肥料や農薬を多用する農業によって脅かされている。有機農業への転換は喫緊の課題。
- ❖ 有機農業は地域の経済に貢献する率が非常に高い。農家としての生存率も高くなる。食料生産を守る上でも有効な方法
- ❖ 日本政府は有機農業に適した種苗の生産を手がけていない。滋賀県は有機農業に適したオーガニック近江米の種苗生産（滋賀83号）に乗り出した。新品種を作るのは難しくとも農家との協力で有効なタネの供給は可能
- ❖ 生産者だけの努力で慣行栽培から有機栽培への移行は困難であり、地方自治体の支援が決定的に重要である。政府も不十分ながらみどりの食料システム戦略を打ち出したが、沖縄県でオーガニックビレッジ宣言をした地方自治体はまだ出ていない。種苗から沖縄の食を守る政策を

オーガニックビレッジ宣言した市町村

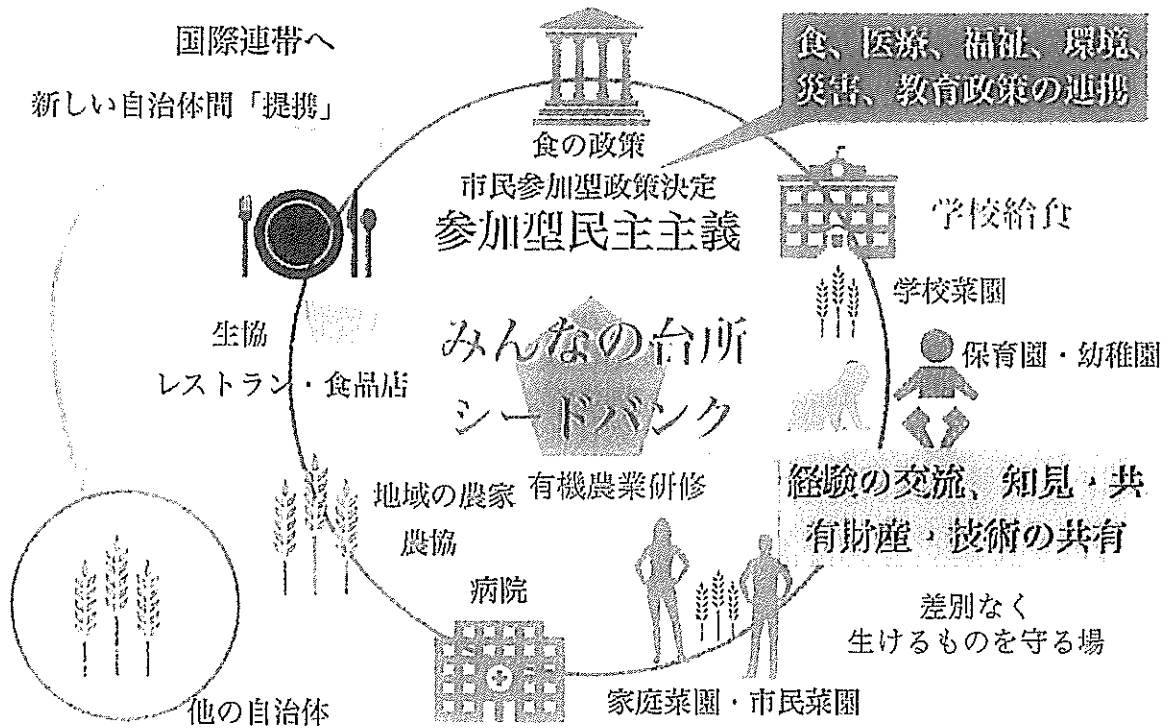
-40-

## 課題

- ： 農業競争力強化支援法廃止、種子法復活、タネの権利を守る法律の必要性
- ❖ 現在の沖縄県農作物種苗生産条例では県開発の種苗の育成者権を守る上で、企業の圧力に耐えるための条項は不十分
- ❖ 遺伝子操作、バイオテクノロジーに予算が使われてしまわないよう警戒
- ： 沖縄・琉球諸島が必要とする在来種を含む多様な遺伝資源を守り、作り、提供していくより包括的な条例と政策が必要
- ： 地域循環型食のシステムを作るためには県民参加型の食の政策を作り出す必要。食料政策協議会など市民参加で協議する場を  
沖縄県農作物種苗審議会に有機農家、シードバンク関係者も
- ❖ 地産地消で有機生産に適した種苗への取り組み、種採りする農家、伝統的料理を作る、学校給食で生かす、地域のレストランで生かす、市民参加が必要

-41-

# 「みんなの台所」の連携ネット





領収書

國 仲 昌 二 様

[販売]	
2023年賀葉書 (インク)	
63円 100枚	¥6,300
小計	¥6,300
課税計 (10%)	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥6,300
△合計	¥6,300
△合計	¥6,300
お預り クレジット	¥6,300



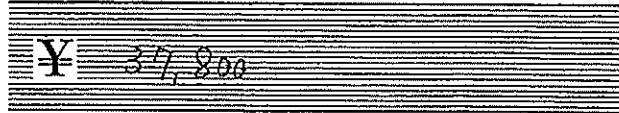
〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時：2023年1月2日 9:12  
 発行No. 230102J0489 端P57箱01  
 連絡先：宮古郵便局  
 TEL:0570-943-557

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

2023年1月5日

國 仲 昌 二 様



但 葉書代

上記正に領収いたしました

砂川簡易郵便局

〒906-0108  
 宮古島市城辺字砂川190番地  
 0980-77-8770

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 ( 96)	

FamilyMart

宮古センチュリー21店  
 沖縄県宮古島市平良字西里  
 679-2  
 電話：0980-75-3982

領 収 証

2023年 1月 8日

國 仲 昌 二 様

¥1,260

但し	
非課税品	¥1,260
税抜商品額	¥0
消費税等	¥0

上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願ひ>  
 財布等に入れ保管される場合、印字  
 面を内側に折って保管して下さい。

㊟ 2-4855

責No. 138

領収書

國 仲 昌 二 様

[証紙切手引受]  
 ゆうパック 100サイズ  
 101849991386 〒658-0084 ¥1,900

割引 (内訳) 持込  
 @120 -¥120

小 計 ¥1,780

郵便物引受合計通数 0通  
 ゆうパック引受合計個数 1個  
 課税計 (10%) ¥1,780  
 (内消費税等 ¥161)  
 非課税計 ¥0

△合計 ¥1,780  
 お預り金額 ¥5,000  
 おつり ¥3,220



〒100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町2-3-1  
 取扱日時：2023年2月10日 8:09  
 発行No. 230210A2742 端P57箱01  
 連絡先：宮古郵便局  
 TEL:0570-943-557

議 会 報 告 (2023年1月)

沖繩南西諸島の防衛力強化に前守から「一番大住にのり」す  
 府に「強い手だて」が閉ざさず、戦争を引きおこさず  
 一各な戦争を引きおこさず、戦争を引きおこさず  
 府に「強い手だて」が閉ざさず、戦争を引きおこさず  
 一各な戦争を引きおこさず、戦争を引きおこさず

「米軍再編交付金」の「沖繩振興特別交付金」の増減  
 に「米軍再編交付金」の「沖繩振興特別交付金」の増減  
 に「米軍再編交付金」の「沖繩振興特別交付金」の増減

その他「教職員の長時間労働」「ヤングケアラー」「  
 野古新基地建設」「沖繩振興予算関連」「有機フ  
 ック」「ヘイトスピーチ」「世界トップ」「教員

(宮古関連について)  
 「宮古島空域外周の飛行機騒音」「宮古島の観光振興」  
 「宮古島の観光振興」「宮古島の観光振興」

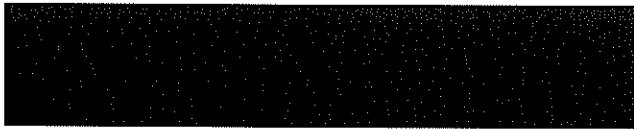
今年も宮古の問題解決に向け全力で取り組みます。今  
 後ともご支援よろしくお願いたします。

広 聴 広 報 費

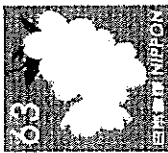
郵 便 は が き

9 0 6 0 0 1 5

平 良



様



沖縄県宮古市平良字西里六六七番地  
 ネクスポートいけむら一〇五号室

國 仲 昌 二

9 0 6 0 0 1 2

11/27/23





要請陳情等活動費

WEB 3a5aae7a34017e477c70aab6726a67c0

2022年08月18日 10:09

領収書  
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 9,140 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312442108514
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年08月17日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社  
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年8月17日(水)	宮古	沖縄(那覇)	JTA556	離島割引(普通席)	¥9,140

合計金額	¥9,140
------	--------



要請陳情等活動費

WEB 5540db367db2ede120970eaffec40e4f

2022年08月18日 10:10

領収書  
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 9,140 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312442190728
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年08月18日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社  
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年8月18日(木)	沖縄(那覇)	宮古	JTA563	離島割引(普通席)	¥9,140

合計金額	¥9,140
------	--------



## 要請・陳情等活動記録簿

年月日	令和4年8月17日(水) 13時00分 ~ 15時30分			
要請先	沖縄県農林水産部長			
対応者	沖縄県農林水産部長及び流通・加工推進課長等			
参加者	宮古島市議会与党議員団及び國仲昌二			
要請等の趣旨	農林水産物流通条件不利性解消事業に係る要請			
日程・内容	月日(曜日)	時間	要請先等	内容
	8月17日(水)	13:00	農水部長	上記要請
	内容) 1. 農林水産物流通条件不利性解消事業に係る要請(部長室) 2. " 意見交換会 (議会棟301会議室)  資料は別添参照			
内容及び所見	(成果及び所見)  離島及び本島北部を対象とした農林水産物流通条件不利性解消事業の今回の改正については、宮古島市の農家等から不満が出ていることから、農家等の不利益にならないよう要請した。また、改正の考え方等について意見交換を行った。			
備考				

2022年8月17日

沖縄県知事  
玉城 デニー 殿

宮古島市議会与党市議団  
会長 長崎 富夫  
副会長 西里 芳明  
事務局長 久貝 美奈子

農林水産物流通条件不利性解消事業に係る要請

沖縄県知事という重責を担い、県民の生活向上ならびに県内外における平和行政を推進される貴殿に対し、心からの敬意を表すとともに感謝を申し上げます。

さて、県主導で進められる農林水産物流通条件不利性解消事業が本年度より制度設計され、事業の骨格ともいえる輸送補助額の変更がなされます。これにより、船舶輸送にかかる補助は手厚くなる一方、航空輸送の補助額は目減りすることが大きな変更点となります。

新たな制度設計において、先島諸島から沖縄本島止まりで出荷される農林水産物が補助対象に含まれることや、補助の対象品目が拡大するというメリットはあります。とりわけ船舶輸送を選択する生産者にとっては利点が大きい制度の変更と言えます。

ただ、出荷速度が重視される生鮮食品や花き類の島外輸送において、航空輸送を選択せざるを得ない生産者にとっては大きな痛手が予想されます。モーダルシフトやコールドチェーン体制が十分に確立されていない状況の中、事業の走り出しにおいては慎重かつ丁寧さが求められます。

貴殿におかれましては、これらの事情に鑑み、農林水産業に従事する県民・市民の生産意欲が削がれることがないように、特段の配慮をお願い申し上げます。

沖縄県では観光業がリーディング産業に位置付けられていますが、経済振興における第一次産業の重要性は今も昔も何ら変わることはありません。生産者にとって、手塩に掛けた生産物を島外へ輸送する際のコスト低減は最重要課題です。間違っても輸送コストの増大を強いられるような事業の展開は、当市議会与党市議団として看過することはできません。以下、要請致します。

記

- 1、農林水産物流通条件不利性解消事業の制度変更に伴う生産者の負担感を極力抑えること。そのための取り組みを県民・市民に周知・徹底すること
- 2、制度設計の変更による事業実施状況の検証を怠らず、速やかに必要な措置を講じること
- 3、事業の維持・拡充に向けて生産者の声を集約すること。その声を事業に活かすこと

以上



要請陳情等活動費

WEB 671b3d450a0f1a59ea17bfdff81d0bed  
2022年08月26日 10:52

領収書  
RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 國仲昌二様

金額

THE SUM OF : ¥ 18,280 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1312442745669
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2022年08月25日 <sup>✓</sup>
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社  
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

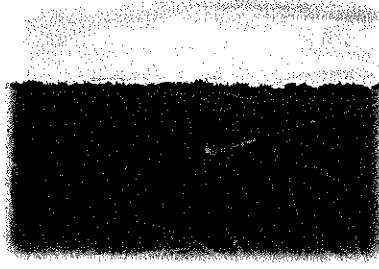
お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
KUNINAKA MASAJI 様	2022年8月25日(木)	宮古	沖縄(那覇)	RAC804	離島割引(普通席)	¥9,140
	2022年8月26日(金)	沖縄(那覇)	宮古	JTA559	離島割引(普通席)	¥9,140

合計金額 ¥18,280

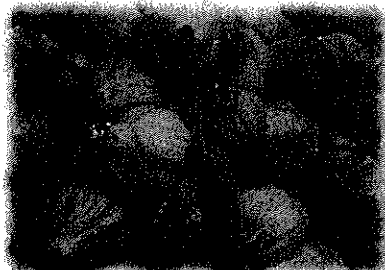
## 要請・陳情等活動記録簿

年月日	令和4年8月26日(金) 10時00分 ~ 10時30分			
要請先	沖縄県照屋副知事			
対応者	照屋義実副知事等			
参加者	伊良皆光夫多良間村長ほか職員2名及び國仲昌二			
要請等の趣旨	多良間地区国営土地改良事業全体実施設計の採択について(要請)			
日程・内容	月日(曜日)	時間	要請先等	内容
	8月26日(金)	10:00	副知事	上記要請
	内容) 別添参照			
内容及び所見	<p>(成果及び所見)</p> <p>国の予算要求前に国に対して多良間地区国営土地改良事業全体実施設計の事業採択について要請する必要があり、県に要請を行った。要請後令和5年度に事業採択が決定した。</p>			
備考				

# 要 請 書



**水で始まる 新たなチャレンジ!**



令和4年8月26日  
沖 縄 県 多 良 間 村

令和4年8月26日

沖縄県知事

玉城 康裕 殿

多良間村  
村長 伊良皆 光未



多良間地区国営土地改良事業全体実施設計の採択について(要請)

多良間村の農業振興につきましては、かねてからの格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

多良間村は宮古島と石垣島のほぼ中間に位置し、穏やかな気候と青い海に隆起珊瑚礁が織りなす自然条件に囲まれた地域であります。

限られた農地を最大限に活かし、基幹作物であるさとうきびを中心に葉たばこの他、肉用牛を組み合わせた農業が行われています。

多良間村は、宮古島から60km離れた小規模離島であり、河川がなく、農業用水は降雨と集水ため池に依存している状況であります。夏場の干ばつや台風による潮風害を受けやすく、気象条件に左右される不安定な農業経営となっており、水資源の絶対量が不足している状況である事から、農業振興の妨げとなっております。そのため、多良間村の農業の維持・発展には、畑地かんがい施設整備により農業用水を確保する「水あり農業」の実現が長年の悲願とされてきたところであります。

そのような中、国において令和元年度から進めて頂いている国営多良間地区の地区調査が令和4年度で完了することとなっております。

つきましては、多良間村の農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図るため、多良間村を対象とするかんがい排水事業の早期実現のため、国の地区調査結果を基とした令和5年度からの国営土地改良事業地区調査多良間地区の全体実施設計の採択について強く要望致します。

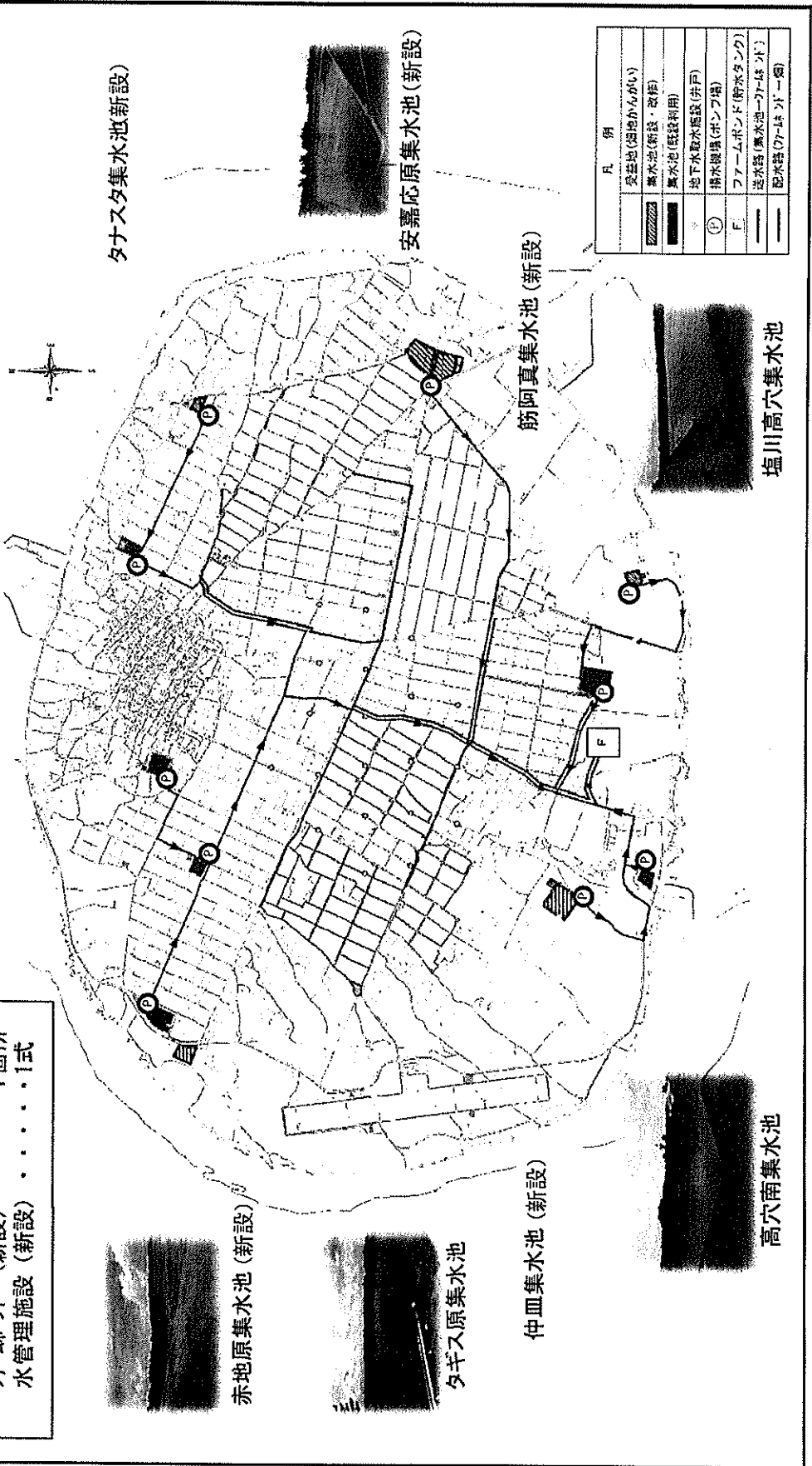
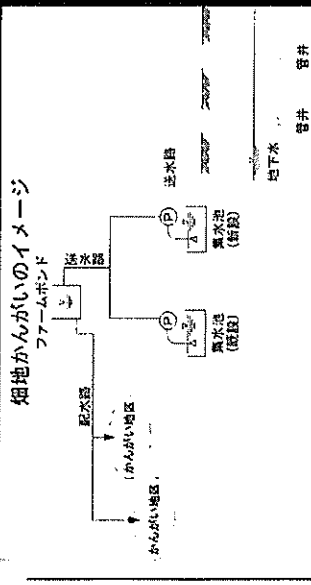
「多良間地区」概要図 R4年4月時点

- 【国営事業の概要】**
- ◇受益面積：754ha（畑）
  - ◇主要工事：
    - 集水池（新設）・・・5箇所
    - 地下水取水施設（新設）・・・20箇所
    - 揚水機場（新設）・・・10箇所
    - 用水路（新設）・・・24km
    - 「アール・ド」（新設）・・・1箇所
    - 水管理施設（新設）・・・1式



仲筋集水池

阿嘉利原第一集水池



赤地原集水池（新設）

タギス原集水池

仲皿集水池（新設）

高穴南集水池

塩川高穴集水池

筋阿真集水池（新設）

安嘉応原集水池（新設）

タナスタ集水池（新設）

凡 例	
	受益地(畑地かんがい)
	集水池(新設・改修)
	集水池(既設利用)
	地下水取水施設(井戸)
	揚水機場(ポンプ場)
	ファームポンド(貯水タンク)
	送水路(集水池→かんがい)
	配水路(かんがい)

費活動等情陳要

別紙

国営土地改良事業の計画の概要

429戸

地区名	多良間地区	所在地	沖縄県宮古郡多良間村	受益戸数	429戸			
事業目的及構想								
<p>本地区の営農は、さとうきびを中心に、葉たばこ、かぼちゃ、にんにく等を組み合わせた農業経営のほか、飼料作物を栽培し、肉用牛を飼養する畜産を組み合わせた農業経営が展開されている。</p> <p>地区内の農業用水は、県営塩川高穴土地改良事業（昭和63年度～平成11年度）等で整備された集水池を水源として確保しているもの、地区内の大部分の農地では用水手当がなされておらず、農業用水を降雨に依存しており、農業生産性が低く、営農上の支障となっている。</p> <p>このため、本事業では、集水池及び地下水取水施設を整備し、畑地がかんがい用水の水源を確保するとともに、用水施設を整備し、併せて関連事業において、末端用水路を新設することにより、農業用水の安定供給を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資するものである。</p>								
面積(ha)		水田	畑	樹園地	牧草地	山林原野	その他	計
現況		—	757	—	—	—	—	757
計画		—	754	—	—	—	3	757
目的別面積(ha)		用水改良	畑かん	排水改良			区画整理	計
		316	438	—			(—)	754
主要工事								
管 農 類 型		種 (数)		専 業 費 (円)				
さとうきび専作 さとうきび+露地野菜 施設野菜+施設果樹 葉たばこ+露地野菜 さとうきび+飼料作物+露地野菜		貯水池(新設) 5箇所 集水池(新設) 17箇所 地下水取水施設(新設) 20箇所 揚水機(新設) 10箇所 集水池取水施設(新設) 24箇所 用水路(新設) 1式 水管埋設(新設)		にんにく 4→70 ヤングー 4→15 にがうり 1→26 とうがん 0→22 飼料作物 155→155 10a当事業費 4,377千円 10a当(国営) 3,183千円 戸当事業費 76,923千円 10a当年歳入額(うち更新分) 715千円 (うち機向上分) (88)円 総所得償還率 (0.9)% 増加所得償還率 —% 総費用総償還率 1.12				
効 用		年総効果(円)	10a当年所得	年増増加所得	10a当事業費			
作物生産		1,306百万円	—	1,906百万円	10a当(国営)			
品質向上		77百万円	—	68百万円	戸当事業費			
営農経費		419百万円	—	335百万円	10a当年歳入額(うち更新分)			
維持管理費		△59百万円	—	△53百万円	(うち機向上分)			
地域用水		30百万円	—	—	総所得償還率			
その他		332百万円	—	—	増加所得償還率			
計		2,105百万円		2,256百万円	総費用総償還率			
地域指定等の概要								
・農業振興地域(昭和50年) ・酪農・肉用牛生産近代化計画(平成23年) ・過疎地域(平成12年)								
総事業費		33,000百万円	国 営	24,000	〃			
都道府県営		5,500	〃	〃	〃			
団 体 営		3,500	〃	〃	〃			
現況		3.2	〃	〃	〃			
計画		3.6	〃	〃	〃			
現況		4,302	〃	〃	〃			
計画		11,148	〃	〃	〃			